

# 権威と「理性」と法（一六）

——イギリス法における——

下山 英二

一 序論（三卷一号）

二 本論

第一章「世俗的」権威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇庁の権威と世俗的権力

序——聖俗二権威とその統合とウエイトの変化——世俗権力の独立と構成

第一款 教皇の裁治権

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三卷二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四卷二号、五卷一号、二号）

四 聖俗裁判権競争の前提（六卷一号、二号、七卷一号、二号、八卷一号、二号、九卷一号、二号、十卷一号）

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題（十卷一号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競争

第二節 教皇庁の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「権威」の問題提起の過程

権威と「理性」と法（一六）

第四節 聖俗裁判権の競合と補完—イギリス法

第二章 法と「理性」論—宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 必ずびに代えて

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題（続）

(二) 世俗権力の正当化と聖職者の係わり方—「權威」と「権力」の癒着の理論的契機

(イ) 本項の問題点

「教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題」の第二の問題として、先に指摘した如く<sup>(1)</sup>、教会が世俗権力の實力そのものの行使を正当化した点、とくに、聖職者が世俗権力にどのように奉仕してきたかという点と、その中でも、当時の世俗権力が慣習的にその権力を行使した側面が大であったとき、教義から物事を位置づける教会側が、具体的にその慣習をどう見ていたのかという点を、すなわち、要約すれば、「教義」と「慣習」という問題を取り上げておきたい。

そもそも聖俗裁判権の競合関係を瞥見する中で獲得した情報として、世俗法に対するローマ・カノン法の影響を無視することのできないことを知りえた<sup>(2)</sup>。

しかし、その影響は、イギリスの場合、大陸ほどではなく、したがって、慣習法の存続が顕著であったことは、たびたび言及してきた<sup>(3)</sup>。

だが慣習は多元的であり、相互に異質の要素をもちあわせている。それを、単一の教義に纏め上げ、社会意識として定着させるのは、かなり精緻な観念的な作業を必要とする。しかし、そこに必要な統一的要素となる教義と慣習との間の調和のための作業は、多元的な慣習との関連で、当然に、地域的に見て個別的にならざるをえない。そこで、ここで

は、その前提として、統一教義の樹立過程と、そこから見た慣習の地位づけの問題に言及しておきたい。

そもそも、イギリス法を中心にこの問題を考える場合、イギリス法に対して、当時カトリック教会の統一教義を究極的基盤とするローマ・カノン法が、イギリスの慣習法をどう取扱ったかが問題とされざるをえなくなる。一般的には、ローマ・カノン法はイギリスへなかなか及び難かったといわれている。<sup>(4)</sup>しかし、イギリスもローマ・カトリック教会の支配下にある関係上、イギリス法に対して、ローマ・カノン法の影響が全然及ばなかったとはいいい切れない。<sup>(5)</sup>この点、従来としてもわが国の研究者の間で指摘されなかつた。<sup>(6)</sup>しかし、多くの場合、抽象的に言及するか、あるいは、ローマ・カノン法の影響と言っても、内実はローマ法の影響を問題とするに過ぎなかつた。なるほど、一二・一三世紀において、ローマ法の再生があり、その研究熱が大陸において顕著であつたという指摘はよく見かけるが、それが当時の西欧社会の普遍的「権威」を保持した教会関係の聖職者を通じて行われた点が、イギリス法研究上とかく捨象されがちである。<sup>(7)</sup>

ところで一二・一三世紀におけるローマ法の中心部分をなす「ユスティニアヌス法典」の研究成果の援用は、主として三つの法領域に関わつていた点を想起せねばならない。すなわち、第一は、これまでもしばしば摘示した如く、その「権力」、ことに教皇・皇帝の「主権」論の正当化の問題にかかわり、<sup>(8)</sup>第二は、裁判における訴訟法にかかわり、第三は、今日でいういわば「私法的」部門に関わる分野であつた。しかし、その反面、「権力」の行使の優れて当時主要部分であつた「刑事法」の分野をどのように捉えたのかという問題は、このローマ法の影響を論じる場合にしばしば一部の部分を除き、視野外におかれる傾向にあつたといえよう。<sup>(9)</sup>そのことは、裏返せば、当時におけるローマ法に対する「認識」の次元と、当時の「法的需要」から生じる現実的な法的処理を担当する実務家の間における「実践」的認識の次元<sup>(10)</sup>との間に、当然ギャップが存在したことを想定せねばならぬことを意味し、それを誰がどのように埋めるかが問題とな

らざるをえなかったし、そしてそのことを考究することが、その当時の問題を考察する場合には、主要な課題になるべきであったことを意味する。<sup>(11)</sup>なるほど、当時において、ローマ法の研究の成果が現実の実務と結合してくるのは、後期注釈学派を媒介とした一四世紀末からであり、<sup>(12)</sup>当面の探究時期から少し遅れるが、しかし当時においても、現実の問題として、世俗権力の裁治権の担い手に関する聖職者の力を考慮せざるをえず、さらにまた、裁判関係において、世俗社会における司法組織に対する教会の夫の優越性の問題を考慮に入れるとき、当然に、その訴訟法上の影響も大きく、研究課題として、その検討が不可避であったのにも関わらず、とかくその内容まで立ち入って検討されることが稀薄であったように思われる。<sup>(13)</sup>

さらに、国王という世俗権力の支配の強かったイギリスの問題を考察するに当たっては、ローマ教会の裁治権ならびにカノニストあるいは聖職者との関係で、一体ローマ・カノン法が影響をもったか否かということではなく、どのような形で影響したのか、また、その間に存在するギャップをどのように埋めたのか、さらにそこで、従来の慣習法とどう調和したのかということ眺めてみなければならなくなる。しかし、その点は、本稿においては、部分的にこれまでも言及してきたが、包括的には、後述の「世俗裁判権」の考察の後に行いたいと考えているので、ここでは、それらの考察の前提となる理論的問題だけを取り上げることにする。とくに、「教義」と「慣習」の問題に関して、カノン法に基づく判断における推論方式と、慣習を重視する判断における推論方式とは、基本的に異質のものであるので、イギリスにおいて、その点をどのように調和させたかという点は考察しておかねばならないと考えている。そのことが、当面の課題にかかわるイギリスの特殊性の抽出に欠かせないと考えたからである。そして、その上で、そのギャップに対する現実的処理としての「慣習法」の存在をカノニストたちがどう評価するかという問題を次の項で取り上げることにする。

だが、かかる検討をするためには、若干の迂回的作業を必要とする。

まず、そのための前提として、法判断に関し、大陸においては、一体どのようにローマ・カノン法の推論方式が展開されていたのかを確認しておかねばならない<sup>(14)</sup>。

そしてそのためには、さらに、この問題へのアプローチとして、一二・一三世紀において、西欧社会を包摂し、普遍的組織として確立したカトリック教会を擁護するカトリック教会法と教会裁判所の体制に影響されながら、一二世紀の「法ルネサンス」以来生み出されてきた「注釈学派 Glossators」ならびにカノニストに着目し、これらの人々がこの問題についてどのように考えていたのかという問題をここで取り上げることから始めねばならない<sup>(15)</sup>。そして、かかる大陸の世俗社会に普及した「注釈学派」あるいはカノニスト<sup>(16)</sup>、とくにデクレタリストあるいはデクレタリストのアプローチが、「慣習」に対して、どう観念していたかを瞥見し、「教義」より発する推論方式<sup>(17)</sup>と、「慣習」に拘束される裁治権の行使方式の違いと、現実社会における両者の妥協形式をさぐり<sup>(18)</sup>、より一般的な課題である「教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題」の考察の一環としたい。

なおこの問題は、本稿における一つの大きなポイントになる点でもあるので、後でも詳しく取り上げることにはしたいと考えている（第二節第二款「社会意識の変容」）。またここでいう「注釈学派」は、いうまでもなく一四世紀以降に流行する「後期注釈学派 Post-Glossators, Commentators」と区別して取り扱うものであることも断っておきたい<sup>(19)</sup>。すなわち、そこには質的相違が存在するように思われるからである。また、この「注釈学派」の時期は、カノン法における「デクレタリスト Decretists」<sup>(20)</sup>「デクレタリスト Decretalists」<sup>(21)</sup>に先立つ時期と考えてよいように思われる。なお、かかる法学傾向が「大学」の法学教育から生みだされた点に着目し、包括的に「スコラ学」の中で考察される場合もあるし、また一部ドイツ法制史学においては後期注釈学派を含めて「学識法ないし学識法学」と捉える事例も見出す<sup>(22)</sup><sup>(23)</sup>。

しかしこの箇所では、これらの諸点を加味しながらも、「注釈学派」と「後期注釈学派」を区別し、特に「注釈学派」の制度的影響について瞥見することに重点を置くことにする。「後期注釈学派」の存在は重要であるが、少し後の時期に属するので後述する。

それゆえここでの検証には、一二・一三世紀における「注釈学派」とカノニストとの係わり方が、実は次の時期への飛躍の要請を包摂している点を重視する観点に立って、アプローチするものであることを断っておきたい。<sup>(24)</sup>

そこで、ここに含まれる問題点を要約しておくならば、以下の諸点となるであろう。すなわち、

① 本稿の課題の一つである「権威」と「権力」との関係からみた場合、権力行使の「正当性」の論拠の探究が一つの課題となっているが、それが神学的見地から見た場合の「正当性」の論拠と世俗の見地からの「正当性」の論拠との違いが何時から生じ、しかも前者から後者に移る場合に、その接合性が存在したかどうかを問題とせざるをえない。この点を法学的に見れば、カノニストと市民法学ないし法実務家との関連性の存否を検討せざるをえなくなるということになる。<sup>(25)</sup>

② もし接合性があるとするならば、ここでは、神学の法の「権威」の観念が、世俗法の「権威」を裏づけるのに役立つかが問題とされざるをえない。

③ さらにその問題は、この時代を支配した「注釈学派」等による把握が、この問題にどうアプローチしたかということに関連せざるをえないが、その場合に、「注釈学派」等がその究極的判断基準をどう設定したかが問われねばならないだろう。かかる場合に、ローマ法の論理がしばしば援用されるが、そのこととカノニストの採択してきた「正当性」の基準との関連がどのように展開されえたかが問題とされざるをえないし、また、もし関連性があるならば、かかる客観的基準の採択の意味づけが問題にされねばなくなる。

④ 最後に、特殊「注釈学派」の社会的役割として、法イデオロギーの形成における役割を看過することはできないであろう。「注釈学派」はユスティニアヌス法典との関わりで紹介されることが多いが、「注釈学派」のもう一つの役割として、それ自体では未だ体系的な研究とはいえない難いにせよ、しかし、観念的な法体系の形成の道を開いてきた点は無視しえないだろう。法と道徳律〔社会規範〕の関係は今日なお課題として残っているが、法が自己完結的体系として観念される近代法学は、一九世紀になってやっと完成してくる。しかし、法を法そのものとして把握し、社会規範、政治規範と切断された形で把握されるその萌芽が、この「注釈学派」にあったことは忘却しえないであろう。たとえ「後期注釈学派」によってその作業が一応体系化されるにせよ、まず「注釈学派」の萌芽的意義を探索しておくことも無意義ではないであろう。

近代法学がローマ法の継受を重視し、大陸法と英米法との違いをローマ法の継受の有無に求める法学的思潮が、これまでの法学全般の傾向であったが、近代社会は、中世社会の中から形成されるものなので、かかる意味では、一二世紀のローマ法の再発見が、当時の社会的状況の下で大きな意味をもつにせよ、その研究成果が当時の政治的法的需要にどう適合したのか、それが近代社会形成とどう係わってきたのかというプロセスの検討を抜きにして、近代社会との接合性を云々することはできないものと考えている。かかる意味では、「注釈学派」から、デクレチスト、デクレタリストを経て後期注釈学派へと展開していく過程の分析は、これまで往々軽視されてきたが、聖俗両権力の絡む現実社会の中の機能分析上欠くことのできない要点になっているものと思料している。<sup>(26)</sup> キリスト教の教義から言えば、異質の土壌で開花した法成果であるユスティニアヌス法典という形をとったローマ法が、当時の教会の裁治権の中にどのような論理で取り入れられたのかということは、この時代の裁治権の問題の中心的課題であるし、それゆえ、キリスト教の教義から世俗社会の諸事象を判断する場合の推論方式と、他方厳然として存在した慣習を基にする推論方式とでは矛盾する

ものをもつと考えるから、それをどう論理的に調和させうるかは、当時でも重要な課題になっていたはずである。

そこでとりあえず、ここでは、教皇の裁治権の問題を検討するという課題から、カノニストたるデクレチスト・デクレタリストが、世俗社会をどう見ていたのか、そして、それが「注釈学派」とどう係わりをもったか否か、そしてさらに世俗社会の自立性を眺めるために、自然法の概念がこの問題にどう係わってきていたのかを瞥見しておきたい。このことが、教皇の裁治権が「慣習」をどう取り扱ったかの前提となるものと思うからである。

そこで以下の項目を立てて考察しておきたい。

- (1) カノニストは、世俗社会をどう捉えたか？
- (2) カノン法に内包される「自然法と理性」論——トマス理論
- (3) スコラ学者の実務観と自然法的観念との係わり
- (4) 世俗法におけるカノニスト的推論方式の確立の端緒

特にイギリスの影響を考える場合に、グランヴィルにはヴァカリウス、ブラクトンにはアゾの影響力を考慮する必要があると思われるので、これらの人々の流れの中における地位づけをとりわけ重視してみたいと考える。

もつとも、たびたび断わっているように、これらの点の探究をとくに心がけてきたわけではない私としては、先人の業績の中から、当面の課題に必要と考える分野を紹介し、問題の所在を明らかにできたらと考える程度に止まらざるをえない。

(1) 拙稿、前掲一〇巻一号六四頁以下〔五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題〕の項参照。

(2) Robinson, op. cit., p. 83. 「カノン法の地方的適用」〔5・7・1〕。「正当な戦争の理論の叙述」〔拙注、同書八〇頁以下の「カノニ



ストと『正当な戦争理論』は、他の分野におけるのと同様にこの分野においても、カノン法が合法的権威と適正な服従の概念を展させたかを例証している。」

- (3) 大陸における「慣習法」の存在も、けっして無視しうるものではなかった。その点についてはより立ち入って説明しておかねば誤解を生じるかも知れない。W・エンゲルマン、「中世イタリア法学史抄」、(堀浩著作集「西洋法史研究11」)『西欧における法認識の歴史』所収)、信山社、平成四年、一九一頁以下「慣習法」参照。この点については後述する。

ただ、中世の特色として、*ius commune*なる概念がある(後出)。それは、領域に妥当する慣習法と異なる。そこで、それと個別領域に妥当する慣習法との関係を明らかにすることが中世の法現象を分析する上で重要になってくる。エンゲルマンは、その点について、以下の如く摘示している点は考慮に値する。すなわち、

「慣習法、『*consuetudo*』、『*usus*』、『*mos*』としては、一方では普通慣習法が、また、他方では、部分領域性が、考慮の対象と成る。前者は、実務を指導しまたは支配する法学説の影響の下に形成されまた作り上げられるのであって、一三世紀以来、一切の分野における法発展および司法文化にとって大きな意義を持つに到る。後者は、自身の支柱を、普通法の実務慣行に抗しつつ、大抵は、条例立法およびラント立法の中に置くのであって、それ故に、これらの立法から法典編纂によって不断に受け容れられるのであるが、全体としては、普通法によって制限される。」一九一頁。

しかし、この点は、イギリス法が具体的に大陸法と異なってくる点であるとも言われているので、後に再び採り上げたい。

- (4) 拙稿、前掲五巻一号四七頁以下。マートン会議の決議の箇所参照。

- (5) 拙稿、前掲四巻三号九八頁、一〇一頁、一〇三頁。なお、Holdsworth, op. cit., [Some Makers], p. 8 et seq. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, pp. 143~4. コーニング、前掲「ヨーロッパ法文化」一〇頁以下「三法におけるヨーロッパ文化」の項参照。

- (6) 例えば、高柳賢三、前掲「英法講義第一巻」五七頁。

- (7) 後に触れる「スコラ学」の担い手が、ほとんど聖職者であったことが想起されねばならぬであろう。

cf. Stephan Kutner, *Studies in the History of Medieval Canon Law*, 1990, Chapter VI [Some Considerations on the Role of Secular Law and Institutions in the History of Canon Law], esp. p. 352 et seq.

- (8) 拙稿、前掲三巻二号三五―六頁、四七頁注(73)参照。なお、世良晃志郎、『西洋中世法の理念と現実』、創文社、一九九一年、二〇一―二頁。世良は「法と権力」を考察する過程で、学説彙纂の引用により、一一五八年皇帝フリードリッヒ一世(一一五二―一一九〇)が君主立法権の観念を公然と主張し、それまでの「ノモスの主権」観念を破ったことを摘示しているのは、その一例となる。さらに、フリードリッヒ二世(一二一五―一二五〇)の諸文書になると、「君主は法の拘束から解放されている」というローマ法的表現や、主権概念の前駆とみられる『完全権力』(*plenitudo potestatis*)の語がしばしば用いられるに至っているという。

なお、cf. Tierney, op. cit., p. 97 et seq. ここでは主権論争の表現が裁治権の争いとなる例を摘示している。すなわちティアニーは、叙任権闘争の後の一一五〇—一二五〇年の期間の「教会と国家」の紛争の性格について、次の如く述べている。「問題になっている係争は、明らかに、叙任権闘争に含まれたものよりも政治的なものであったし、また、教会と国家に関する理論的論議は、より法的言葉で行われた」と。教皇と世俗君主のそれぞれの支持者は、「法的事案の正確な種類が教皇によって判断されうるものは一体何かを、教皇の立法的権威に（なんらかの）制約があるとすれば何かを、法的制裁が世俗支配者との処理上に用いられうるものがあるならばそれは何かを、そして、世俗君主の裁判所からの上訴を聴聞しうるかどうかということ画定しようとした」ということを巡って争ったからであるという。九七頁。ここで利用されてくるのがローマ法の法理であったことはいうまでもない。

(9) 教会裁判所の刑事手続については、拙稿、前掲四卷一三三頁以下参照。イギリスの特殊性については、拙稿、前掲五卷二七四頁以下参照。なお刑事法へのローマ法の影響については、拙稿、前掲三卷二四六—七頁注(70)で Kutner の指摘を紹介しているが、ここでは主要な問題で、刑事法全般への影響は、ユスティニアヌス法典が民事関係に影響を及ぼしたような形では見いだされない。また事実、カノン法の刑事手続への影響は、糾問主義に最も端的に現われるが、それが具体的に採択されてくるのは、その後半の世紀である。cf. Robinson, op. cit., p. 85 et seq.

なおローマ・カノン法が当時の法的需要に応じる形態の中で、先に触れた「ius commune 普通法」の存在が無視されえないが、その点、後に触れるとして、ここでは取り敢えずシュロッサー、『近世私法史概論』、大木雅夫訳、有信堂、一頁以下〔1 普通法 (ius commune) としてのローマ・カノン法〕〔1 ヨーロッパ法学の諸基礎〕を紹介しておきたい。

「諸国の私法体系の発展は、ヨーロッパでは一元的基礎のもとに起こった。」「中世の法学校が媒介した二つのいわゆる学識者法 (gelahrte Rechte)、すなわちローマ法とカノン法がその共通な基礎となった。」「それらの法秩序の渊源は、二つの大きな法律書にまとめられていた。すなわちローマ法は、ユスティニアヌス法 (Justinian I. 在位五二七—五六五年) の『市民法大全』 (Corpus ius civilis) において、そしてローマ法の影響を受けた教会法は、『カノン法大全』 (Corpus iuris canonici) においてである。」一頁。「一五世紀から一六世紀には、ヨーロッパ大陸のどこでも、ローマ・カノン法を諸国家、諸領邦、諸地方の法にとり入れる継受がたけなわであった。」「この出来事は、法文化史的にみて重大な相互的影響と滲透をひき起こした。統一的・ヨーロッパ的な法学は、そこから発展した。」一頁。

「この新しい法学は、中世において学識者法を手直しし、いっそう発展させることにかかりきっていた。」「その目標は、雑然たる実定法の集録から法形態、法原則および一般的法学説の基本的蓄積を獲得し、引き続きそれらを磨き上げ、いっそう発展させることであった。理論ならびに裁判実務にも支えられたその活動の成果は、膨大な、学問的価値高い法文献 (Rechtsliteratur) のなかに

はつきり実現されていた。」一頁。「ローマ法の学説（ローマ法学 *Legistik*）と教会法の学説（カノン法学 *Kanonistik*）は、たとえば一般的契約法、不当利得法および損害賠償の考え方において成功した。」一一二頁。「封建制の構造をもつ中世社会のために、学識者法理論は、土地の処分権と用益権というその時代にふさわしい体系（分割所有権）を創造した。」「親族法と相続法の分野では、カノン法の学説が新たな法原則を発展させ、家族的束縛に基づく古い法とときたりを駆逐した（婚姻締結の諸方法、後見、遺言による死因処分）。」二頁。

この叙述は、後述の一五―一六世紀の *ius commune* を想定して書かれたもので、一二―一三世紀の状況を想定してのものではないが、前述の如くローマ・カノン法がどのように当時の法的需要に対応してきたのかという点に関し、その内容を知る一つの手掛りとして紹介したものである。そして、これによっても知りうるように、民事関係が主要な内容をなしている。

- (10) これまで考察してきた如く、そこには封建法、相続法、また、特殊な刑事法に基づく裁判需要が存在した。これらの法分野は、当時においては極めて重要なものであったことを留意しておかねばならぬであろう。また刑事手続法におけるイギリスの陪審制度と大陸法における糾問主義の分岐は、イギリス法と大陸法の分岐を表示するメルクマールとしてしばしば指摘されてきている。したがって、かかる現実の法的需要をどう処理したかは看過しえない問題である。拙稿、前掲五卷二号一八四頁以下。小山貞夫、『絶対主制期イングランド法制史抄説』、創文社、一九九二年、三頁以下〔第一篇 陪審制と職権的糾問手続への史的岐路―英米法と大陸法についての一つの覚え書〕参照。（なお、大陸法に影響を及ぼしたカノン法に関し、拙稿、前掲四卷一号三一頁以下参照。）

- (11) 前述のエンゲルマンの指摘をここで紹介しておきたい。すなわち、「注釈法学者衆は、『学説彙纂』、一の三の三二以下、および、『勅法彙纂』、八の五三に基いて、教会の司法からする利害の関心および宗教的また習俗的な法理解からする利害関心から慣習法の承認を制限する教会法に影響せられないままに、慣習法に関する学説を発展させた。注釈書（＝アックスルスウィウスの『標準注釈書』）が、その後の学説および実務の基礎と成る。」「そして、常時現行普通法および自治組織体法ならびに実務の諸要請を眼中に入れていた後、注釈法学者衆が初めて、学説全体を深めまた熟成させたのである。一四世紀の偉大な法教師衆の一致した教説は、『教師衆の共通の見解 *communis opinio doctorum*』として、学説上も実務上も、一般的に承認されるに到った。」「エンゲルマン、前掲「中世イタリア法学史抄」、一九二頁。

- (12) 前出注(11)の後段参照。

- (13) この点の考察は、拙稿、前掲四卷一号三二頁で、第二款の課題として留保した。

- (14) イギリス法と大陸法との関連を見るための格好の考察対象としては、スコットランド法があるように思われる。そして、ことに、イングランドのブラックストンに匹敵し、かつ、先駆的作業とみなされるところの、スコットランド法の最初の集約書として現われた *Stair, The Institutions of the Law of Scotland, 1683* が、その手がかりを与えてくれるように感じる。なるほど本書は、一七世

紀末の書であるが、それは、その副題にあるが如く、スコットランドの法の諸原本からの演繹であるとともに、市民法、カノン法ならびに封建法との関わりに言及し、かつ、隣国の慣習をも併せて集約したもので、本課題には極めて有益な資料を提供してくれていることだけ付記しておきたい。

(15) 法学研究にとって、中世の知的、政治的かつ法的観念の重要性については、それが、近代法の基礎となる法学の形成過程を提示するものであるからである。cf. Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 2, p. 127.

「一二世紀から一六世紀に至る期間は、西欧史において極めて異色の期間である。というのは、それは、独特の知的観念によって占められていたからである。」

「すべての期間において、法史の過程は、大なる程度、これらの観念の性格によって形づけられねばならない。そして、各後統期間の諸観念は、もし人々の法に対する態度の進化と、生じた準則の理由を理解しようとするならば、把握されねばならない。しかし、この期間の知的観念は、ヨーロッパ史のいかなる他の期間よりも、法的問題に関し、より直接的な影響をもっている。というのは、それらは、法の若干の種類の準則のコンセプトによって占められているからである。」「この現象の理由は明らかである。」「それは、この期間が、その知的特徴の性格と恒久性に負っている一二世紀ルネサンスによっているからである。」「したがって、法的概念が、その知的理想の形成に大きな役割を演ぜねばならなかったのは全く自然である。」

「いうまでもなく、かかる一二世紀における法的要素の重要性は、単にローマ法の再発見のみに負っているわけではない。その背後にはその社会現象を生み出した複雑な背景が存在していたからである。その点、ホールズワースも留意している点ではあるが。op. cit., p. 122.

なお「注釈学派」については後述する。

(16) カノニストについては後述するが、なお一般的叙述として、cf. J. W. Jones, *Historical Introduction to the Theory of Law*, 1940, pp. 19, 107, 248 et seq.; W. Ullmann, *Law and Politics in the Middle Ages—An Introduction to the Sources of Medieval Political Ideas*, 1975, pp. 108, 111, 165ff.

(17) この点の後述するが、cf. Helmholtz, *The Spirit of Classical Canon Law*, op. cit., pp. 88 et seq., 394 et seq.

(18) 池上俊一、『動物裁判』、講談社現代新書、一九九〇年、二〇四頁。「注釈学派と『グラティアヌス教令集』の注釈家たる教令集学者たちの議論に、やがてスコラ学者たちも合流する。」ここでそれまでと異なった「自然法」の議論が生まれてくるとする。

(19) 後出「第二部第二款「社会意識の変容」〔一〕大陸における変化〕〔二〕トマスの継承面と拒否面〕〔三〕トマス—聖職者と世俗法の接点としての大学〕の項参照。また後述後期注釈学派については、前述の箇所の中で、「後期注釈学派の役割と『体系化』の問題」に触れることにする。さらに「第四款 コモン・ロウと理性論」〔一〕理性に訴える方法の発見〕〔二〕大陸とイギリスの違い——「理

性」と「衡平」〔(1)大陸における社会情勢の変化と法の対応〕の箇所の中で、〔2〕後期注釈学派の対応〕に言及するつもりである。なおマルタン、前掲書における *Bartoliste* に関する箇所として、三三四項〔六三〇頁以下〕、三三五項〔六三二頁以下〕、三三六項〔六三四頁以下〕参照。ミッタイスリーベリッヒ、前掲〔*Glossatoren*〕四四六頁参照。

さらに法学研究者の間では、「注釈学派」と「後期注釈学派」の訳の用法については、ほぼ一致しているように見受けられるが、それ以外の研究者の間では必ずしも統一されているわけではない。たとえば、ヴェルジェ、『中世の大学』を訳した大高順雄は、一三世紀半ばまでの学派を「注解派」*glossateur* と訳し、「一三世紀初頭の『注解派』に次いで現われたのは『注釈派』*commentateur* である」と訳している。前掲一〇九—一〇頁。

(20) デクレチストについては後述する。

(21) デクレタリストについても後述する。

(22) スコラ学については後述する。

(23) 学識(者)法については後述する。なお、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」、九頁以下参照。「ローマ法の継受とともに形成された法学識はいかに体系化され、実定化され、法生活を支配する制度へと転化するに至ったのか。近代法律学が社会に外的に対峙する存在となってしまう原因の一端に、ヨーロッパにおける近代法律学の形成と普通法 *ius commune* の成立過程を法意識の担い手であった学識法曹階層——とくにドイツのそれ——の社会的進出という現象に注目しつつ、接近してみることにしたい。」

(24) この点について、真つ向から指摘しているのがモラルであった。モラル、前掲一〇八頁以下〔第六章 世界王国をめざして〕。さらにコイニング、前掲〔近代法への歩み〕七〇頁以下参照。

(25) Tierney, *op. cit.*, p. 97 et seq. 前出注(8)参照。

またロビンソンは、ティアニー等に依拠して、カノン法が「合法的な権威 *lawful authority*」概念と「正当な服従 *due obedience*」概念を発達させたという。しかも前者には「義務 *duties*」を、後者には「権利」の概念を含ませている。先にも指摘したように、一三世紀には、教皇は、世俗の人々に対するある管轄権を主張し、その管轄権の拡大をはかったが、それにも拘わらず、固有の世俗の管轄権を支持したし、さらに諸領域の間に世俗の政府を正当化する実体を支持してきたという。それは後にヨーロッパにおいて国民国家の創設を導いた政治理論における武器を提供してきた。そして一六世紀までにカノン法は、「科学としての公法」の成長と現実の政治に大きな影響を与え続けた。そして、自然法のあるものはカノン法の法理に多く負っているという。この点はまた後に触れた。Robinson, *op. cit.*, p. 83 [5:7.1].

*cf.* Jones, *op. cit.*, p. 11. なおジョーンズは「理論と実務の関係」について、次の点を摘示する。すなわち、

① 注釈学者 *Glossatores* は、主として、ローマのテキストの解釈と体系的な説明に没頭したが、彼らは十分に講座のドアの外で、

権威と「理性」と法 (一六)

その教えたことの多くが効果をもたぬことは十分知っていた。一四頁。

② 彼らは教師であると共に、実務法律家であった。そこで、かかるものとしてロンバルドの準則とか封建慣習法に接触した。そして、次第に「新しい法」が「旧い法」から分岐する特定点に注意することが普通になってきた。

③ 現存の制度に取って替る望みがない場合に、彼らはローマ法の言葉遣いでそれを包み込むことをした。

④ 領主の封臣的保有 *vassal holding* へ、テキストの絶対的単一支配 *dominium* を認容 *concede* することは不可能であった。しかし、ローマの *superficiarius* (地上権) へ与えられた種類の *actio utilis* (準訴権) として、彼の救済方法を記述することによって、領主の直接支配 *dominium directum* に対する *dominium utilis* (使用権、下級所有権) を彼に帰させるよう手段をとった。

⑤ そして、ウニヴェルシタース *universitas* について語るとき、彼らは、意識的にせよ、無意識的にせよ、政治的、教会的、封建的グループをその語で考え、そこでは、相互の構成員の人的関係、あるいは、所有関係、構成員と全体との関係が、ローマの *jurists* (ジュリスト) に知られていたものと全く異なっていた。一四頁。

(26) すでに言及した如く、この一二世紀以来の時期に、まさに「法学」が誕生してくる。拙稿、前掲四卷二号九五頁。その問題へのアプローチについて、今道友信は、「スコラ学」という表題の下で取り扱った「6 判断弁証法としての *sic et non* の源泉と流布」の項で摘示している点は、当時かかる問題解決方法が喫緊の要務であったことを示している。今道友信、「スコラ学」(岩波講座、前掲「世界歴史10中世4」所収)、四四五―六頁。

「スコラはその設立の目的が学問の純粹な研究よりも当初は有識の司祭や官僚を養成しようとする實際的教育機能を果たすことにあった。それゆえ、例外的な聖アンセルムス *Anselmus* (1033~1109) の瞑想を除いては総じて一二世紀の間は興味ある研究は少なく、ともかくも聖書聖伝に典拠を仰ぐ、無難な肯定命題を多く定立しまた収集することによって、信仰内容の何であるかを言語化する運動が主流であったと言っても過言ではない。」四四五頁。「このように学説の基礎を聖書乃至聖伝の引証に求める他律的思惟方法は実証神学的方法と言われるが、これは全歐洲の知的世界に神学の初歩形態を普遍化せしめるには有意義であったに違いない。しかし、人は同じく聖書聖伝に基づかしても、聖句相互間にも少なくも表現上の相違は考えられることではあるし、その上個人の解釈の異同、更には論理学的手法の巧拙などが原因して、長年の間には多くの面で矛盾し合う命題を導出して来る可能性もあろう。」四四五頁。「特に實際の司牧活動の上で一般に問題となったのは、等しく権威として重んぜられていた教父達の教会法的規定に関する相互の対立的言表であった。」四四五―六頁。

「一二世紀の法律学者である枢機卿デウスデディトゥス *Deuseditus* (1100没) やシャルトルのイーヴォ *Ivo* (1116没) のような一二世紀初頭の法学者達は、法律言語上矛盾する諸命題を比較検討 *collatio* し、『相互の意味解明を期待し』 *quia unum saepe allud elucidat*、また『公表せられた時代、風土、人事関係などを顧慮し』 *Consideratio etiam temporum, locorum sive personarum*、以

て仮象の矛盾をもたらした根本的原因を追求することにより、言表上の矛盾は法意味論的に dispensatorie 解決せられるように試みた。「この方法は言はゞ便宜的な法解釈の修辭学であり、共同態としての歴史的一貫性を保たしめんがための口実のような面もありはするが、権威を基礎にして対立する諸命題の肯否をいかに扱うべきかという問いの方法的処理の最初の自覚形態であった。」(傍点筆者)。「そしてこれがスコラ学の上で意味深いのは、スコラ的方法の基礎を築いた。ペトルスIIアベラルドゥス Petrus Abaelardus (一〇七九—一一四二)(\*)の不朽の著書 Sic et non (『肯定と否定』)の先駆を成すからにはかならない。」四四六頁。(※拙注、ペトルスIIアベラルドゥスは、アベラル、ピエール Pierre Ab(e)lard, Peter Abelard と言われている人物である。ロイン、前掲〔西洋中世史事典〕一八頁以下参照。)

なおスコラ学については後述する。

またティアニーはこの時代を「法律家の時代」と称しているのも、かかる事柄に関連しているといえよう。Tierney, op. cit., p. 97 et seq.

(27) 拙稿、前掲四卷二号九八頁、一二二頁、一二六頁注(17)、一二九頁注(100)。

(ロ) カノニストは世俗社会をどう捉えたか?——トマス以前の把握の仕方

(1) カノニストと世俗社会

(a) 課題とローマ・カノン法

(i) 問題点

この問題については、すでに序論的には、本稿では、先に「中世後期における教会の現世の『裁治権』の確立」〔拙稿、前掲三卷二号一九頁以下〕の項目で言及してきているが、ここでは、さらに本項の課題との関連に絞って取り上げるものである。

ところで、中世法制史の研究者である世良晃志郎は、「封建社会の法観念」について次のように述べている。<sup>(1)</sup>すなわち、

「ドイツの中世のことわざに、『衡平と慣習とから一切の法が生まれる』というのがある。」「このことわざは若干の誇張をふくんでおり、慣習に由来しない法もあったようにみえる。しかし、実はそうではない。というのは、部族法典というのは、それぞれの部族のその当時の慣習法を記録したにすぎないものであり、また、勅令は、慣習法が国王の立法権をみとめた枠内でのみ発布されえたものであり、慣習法を破ったり、これを改正したりする力はもっておらず、いわば慣習法を実施することをその任務としたものだからである。」

「第一期の封建社会においては、あらゆる法がその効力の根拠を最終的には慣習法に負っていたのである。だから詮じつめれば、慣習法以外には法はありえなかったといってもよいことになる。」

この指摘は、成文法社会以前の社会では、慣習法が社会秩序のための規範として機能していたという点で、単にドイツのみならず一般的現象として認めうるものであろう。

ところで、この慣習にたいして、世俗社会においても、教義の優越性を教会が説くに至ったメルクマールについて、世良はまたつぎの如く述べている。<sup>(2)</sup>

「教皇グレゴリウス七世（在位一〇七三—八五年）は、その在位中に、アヴェルサの司教に対して次のような書簡を書いている。『主は《われは真理と生命とである》といたもうたことを注意しなければならぬ。主は《われは慣習である》とはいわれなかったのであり、《われは真理である》といわれたのである』と。それから少しおくれて、教皇ウルバヌス二世（在位一〇八八—九九九）は、一〇九二年、フランデルン伯に書簡を送って、『貴下はいままでこの地方の古来の慣習にのみしたがってきたといわれるのか。しかし、貴下は、神が、わが名は真理なりといわれ、わが名は慣習なりとはいわれなかったことを、承知される必要がある』と説いている。」

この一一世紀末頃から、世俗社会における世俗的慣習に対して教会教義の優越性が特に説かれるようになったことは、



教会の世俗的権力に対する対応が、とみに変化したことを意味したことはいうまでもないが、では、それまでの教会の態度はいかなるものであつたらうか。

きわめて概括的にいえば、一三世紀半ばまではアウグスティヌスの理論が支配していたといわれる。もとより、制度的にみれば、一個人の思想が、直ちに制度に昇華するわけではない。いかに個人の思想が時代を象徴する思想であっても、それが制度内に定着する場合には、その思想の一局面のみが社会的には強調され、あるいは歪曲化されて、その一部分のみが、社会的意識として普及し定着することが極めて多いことは、経験的に明らかるところといえよう。したがって、一個人の思想と制度的観念との間には、それらが関連性を有する場合にも諸媒介環の存在が必要であるし、その検討が要求される。そこでその点を考慮しながら、カノニストが世俗社会をどう捉えるに至ったかを瞥見するため、まずアウグスティヌスの見解から触れねばならなくなる。そして、アウグスティヌスの場合にも、その思想が世俗社会に支配的影響を及ぼしているという場合には、その個人の思想構造とそれを受容した社会意識との関連性を検討しておくことが必要となる。<sup>(3)</sup>

しかし、この作業に入る前にも、この点に係わって若干の迂回作業がまた必要になってくる。すなわち、これまでも、カノニストとかローマ・カノン法といった概念をしばしば使用してきたが、<sup>(4)</sup>その概念規定をことさらには行ってこなかった。しかし、当面の課題にアプローチするためには、些かこの概念の明確化が要求されると思うので、ここでアウグスティヌスの見解に言及する前に、これらの概念の輪郭について言及しておかねばならなくなる。但し、この点についても、専門外なので、先人の業績を要約して取り上げるに過ぎぬことは断っておきたい。

(1) 世良晃志郎、前掲〔西洋中世法の理念と現実〕、二一八―一九頁。

(2) 世良晃志郎、前掲二四六―七頁。

(3) アウグスティヌスがイギリス法学へどのような影響を及ぼしたかという問題は、極めて薄いというのが常識のようである。トマス・アキナスと違い、言及されることは殆どない。しかし、大陸法への影響は、トマスの出現前における権威書としての影響を保持していたので、イギリス法と大陸法との対比を瞥見する上でも、アウグスティヌスへの言及は避けられない。しかし、ここでは協道の問題となるので、必要な限度に止めたい。

(4) 拙稿、前掲、教皇の裁治権の「イギリスの特殊性―複雑性」の箇所、しばしば言及してきた。例えば、四巻二号九二頁以下で、「ノルマン征服から一一四〇年のグラチアヌス教令集頃までの変化との比較」の項において、イギリスと大陸との比較検討作業として、ローマ・カノン法の影響の有無に触れている。これに対し、大陸ことに都市へのこの法の影響については、八巻一号一一〇頁以下「都市法と教会法」で言及している。その他でもしばしば使用してきたが、この概念の使用を無規定に使用してきている。この概念のローマ法との関係を明らかにせず使用するのは、やはり無理があるものといえよう。例えば、コイニング、前掲「ヨーロッパ法史論」三〇頁では、「学識ローマカノン法」なる概念も使用されている。したがって、この概念内容を明確化する必要性に迫られてくる。

その他、本稿において「ローマ・カノン法」に言及した主たる箇所として、四巻二号九六頁、八巻一号一三八、一三九、一六八頁、またローマ・カノン法の旧法時代に関して、同九二頁、さらにその研究に関して四巻二号九八頁等で言及してきている。

(ii) ローマ・カノン法<sup>(1)</sup>

前述の如く、これまでしばしばローマ・カノン法なる概念を使用してきた。しかし、異質の土壤に誕生したローマ法とキリスト教ないしカノン法とが簡単に融合しなかったことも事実である。<sup>(2)</sup> これら異質の法をローマ・カノン法と称せられるものに作り上げてきたのが、実は、この期の注釈学派であり、デクレタリストであり、またデクレタリストであり、後述する後期注釈学派〔注解学派、助言学派〕であったということができよう。

しかし、この問題に触れた点を振り返ってみると、必ずしも、ローマ・カノン法に密接にかかわる「注釈学派」<sup>(3)</sup>「デクレタリスト」「デクレタリスト」の語の使用方法も、本稿では明確化されてこなかったし、また、イギリス法学におい

ても、この概念の明確な概念規定があったとはいえないように思われる。<sup>(4)</sup>しかし、このことは、イギリス法史学において、この時期におけるかかる動きの重要さを無視していたとはいえないようにも思われる。<sup>(5)</sup>

そこでまず、これまでローマ法といわず、しばしばローマ・カノン法と言ってきた点から触れておきたい。すなわち、先に触れたように、一体世俗社会の法として誕生したローマ法と、キリスト教という霊的社会に妥当するカノン法が、なぜこの中世においては、ローマ・カノン法という概念で語らねばならぬことが多くなったのかという問題から言及することにした。この問題は、理論的には、それ自体で一つのテーマを構成しうるほどの、大きな問題であることには疑いを容れないが、案外このテーマに我が国で言及するものは少ないように見うけられる。敷衍すれば、此岸の社会を前提として誕生したローマ法を、彼岸を前提として組織化された社会のカノン法に結びつける要因はなにか、そして、それがまた、いかに世俗社会において機能したのかという点に問題がある。

もとより、この結びつきは、歴史的契機によるもので、なんら論理性を前提にした結合ではないということが、かかる問題の前提となるであろう。しかし、それにも拘わらず、かかる結合形態が、中世社会において受け入れられてきたことも事実であり、その結果当然に、その結合の合理性が主張されざるをえなくなってくる。しかし、そのことは決して合理性を貫徹せしめるものではなかったことも、その内容が変化し、ローマ法の継受という概念だけが後迄西欧社会に残り、ローマ・カノン法という概念はその影を薄くして行ったことよりも明らかであろう。<sup>(6)</sup>したがって、その結合自体の歴史的意義を探っておくことは、この当面の考察時期後におけるその影響の有無・度合いを探究する上で必要になってくるものといえよう。

本稿でも、先にローマ法とカノン法の結びつきについての言及のあったことには触れてきたが、その結びつきの内的関連性までは掘り下げなかった。そこでその点をここで取り上げておくことにしたい。

そこでとりあえず、単にローマ法と言われずに、ローマ・カノン法と言われるに至った経緯として、(1)ローマ法の再発見と「注釈学派」、(2)ローマ教会の、西欧社会における普遍教会としての役割の確立、(3)教会の世俗化と世俗権力に奉仕する聖職者のインテリ層の形成とその機能という項目を建て、世俗法次元でローマ法がカノン法と結合する歴史的経緯に触れておきたい。そして、次の項目で、「カノニスト」と言われるグループについて、若干のコメントを加えておくことから始めたい。

① ローマ法の再発見と「注釈学派」

ローマ・カノン法の成立のためには、まず中世におけるローマ法の再発見という歴史的事件の先行が必要であったが、その点に関しては、既に多くの人々が言及しており、ここで改めて考察するまでもないことであろうし、また、拙稿でも、すでに「ローマ法の再発見とカノン法との結びつき」という項目で、本項の課題とは少しズレルが言及している<sup>(7)</sup>。

ローマ法研究が、一一世紀末から一二世紀初頭にかけて、イタリアのボローニャにおいて復活してくる経緯については、未だ不明な点が多いといわれているが、そこにイルネリウス Irnerius (一〇五〇年頃—一一三〇年頃) がいて、その契機をつくり、それがローマ法研究のセンターになったということ、そして、そこに「注釈学派」と呼ばれる集団が形成されたことだけは事実と受け止められている。ただここでは、そのイルネリウスは元来法学者ではなく、ボローニャで文法学者「修辞学者」として教えていたこと、したがって、初め、そのローマ法の文献の注釈に没入していったが、<sup>(8)</sup> ついには、修辞学から独立した「法学」の教授をするに到り、その点で著名になったことを付言しておきたい。そしてそれがまたアックルシウス Accursius (一一八二—一二六〇年以後没。一二六〇年以前に『標準注釈書』を表わす) によって集大成されたことも贅言を要しないであろう。

しかし、ローマ法が再発見されただけでは、その後の西欧社会の法制度に影響を及ぼしたような社会的力は生じてこ

ない。そこで、この再発見を社会的影響力をもつものに換えていった社会的な担い手が存在せねばならなかったことが重要である。その第一がいわゆる「注釈学者」達であったことも周知の事柄である。<sup>(9)</sup>

この「注釈学派」の研究も既に多く存在し、本稿で改めて取り上げるまでもないほどであるが、本項の考究目的に照らし、若干の点だけ補足しておきたい。

先に摘示した如く、ローマ法を再発見したとしても、それに注釈を加える作業が、当時の社会的需要に適合していたかという問題が重要であり、そこでローマ法がどう受け止められたかが問題にされざるをえない。なるほど、この再発見以前に、北イタリアのロンバルディアの法学校では不完全ではあったがローマ法の知識は知られていた。<sup>(10)</sup>それがローマ法の再発見を契機として誕生した「注釈学派」によって、「ポローニャ方式」といわれるような形にまで、<sup>(11)</sup>どのような経緯を辿ってローマ法研究教育が行われて行ったかが、ここでは問題にされねばならなくなる。<sup>(12)</sup>

なお「ポローニャ方式」についても、この概念を使用するか否かは別として、いろいろの人々が語っているので贅言を要しないところであるが、<sup>(13)</sup>「ポローニャ方式」と「注釈学派」との関係、ならびに、「ポローニャ方式」の社会的役割について眺める上で、「学問としての研究」と「職業としての追求」を区別して眺める必要がある<sup>(14)</sup>ので、ここでは、それぞれを分けて簡単に触れることにしたい。<sup>(15)</sup>（因に河上倫逸は、「ポローニャ方式」という場合に、その研究・教育方法に力点をおいているようである。）

この「ポローニャ方式」は、いうまでもなく「学校」における研究・教育の過程で生み出されたものである。

「ポローニャ方式」の研究様式のポイントは、注釈 gloss の作成、初期スコラ学的方法 (sic et [qua] non) に倣った鑑別 distinctio の作成、<sup>(16)</sup>要約 summae の作成から成っていた。<sup>(17)</sup>ことにこの当時の知的状況を背景とした「sic et non」の方式の重みは無視しえないものがあつたように思われる。<sup>(18)</sup>

尤も、これらの研究・教育方式が確立するにはその前史があった。その点に深く立ち入るつもりはないが、前述の教授方式と対比させて、その特徴を浮かび上がらせるためにも若干の点には言及しておきたい。

一二世紀初頭の学校は完全に教会の手中にあり、都市における大聖堂附属学校が名声を博していたが、概して著名な学校は少なかった<sup>(20)</sup>、注目すべき点として、ドイツでは殆どかかる学校がなかったといわれていることも摘示しよう<sup>(21)</sup>。しかも、かかる学校における教育方法は、アルクイヌス Alcuinus がカロリング時代の学校で用いた学科Ⅱ自由七学科とその教育方法にとどまっていたといわれる<sup>(22)</sup>。

しかし、かかる教授方法を大きく転換させる契機をつくったのは、後にまた触れるアベラルドゥス（一〇七九—一一四二）であり、前述の「sic et non」（決定版は一一三五年頃）であったといわれている。彼によって、「三学四科を教える単なる学校から弁証法を引き出して、神学校へ導き入れることについて、他の誰よりも大きな役割を果たしたからである」といわれている<sup>(23)</sup>。実にこの弁証法の導入こそが、一二世紀に教育方法と教育内容を大きく変化させた<sup>(24)</sup>。就中、アリストテレスの「オルガノン」の発見は、大きなインパクトを与えるものであった。学問は聖書の読解の予備としてだけではなく、弁証法により、「膨大な著作物から一定数の哲学的・科学的な問題（*quaestiones*）を引き出すことが可能になり、その中で人は自分自身と世界と神とについて自問する」ことができるようになった<sup>(25)</sup>。「一二世紀の学校では、知識は再び学問の非功利的目的となり、天啓の書に対立するものとしてではなく、それと併存するものとして、世界の一貫した体系を提起することを目指していた」という<sup>(26)</sup>。

そして、かかる手法は「法学」の分野においても援用されることになったし、ローマ法の注釈は、弁証法の方式に乗っ取って編纂されたものについて、矛盾あるいは不明瞭な条項の明確化をはかるものになったため、前述のような様式になったといわれている<sup>(27)</sup>。ことに一一世紀末の叙任権闘争は、皇帝派も教皇派も、依拠する権威の根拠が求めざるをえ

なくなつたため、ローマ法に依拠することになり、その起源の探究をはかり、それをクリティックし、矛盾なき説明をする知的需要が旺盛になつていたという背景があつたため、かかる「法学」の探究方式はますます盛んになつて行つたといわれている<sup>(29)</sup>。

そしてそこから、かかる研究状況を前提とした教育方式が生まれてくることになつた<sup>(30)</sup>。

まず断つておかねばならぬことは、前述の「注釈学派」の注釈の方法は、彼らの教育課程の間に成熟化されたものであつたということである<sup>(31)</sup>。

その教授方法は、法学大全の編纂順序に従つて、その一部一部が講義される。原則としてその各テキストごとに論議される。またケース (casus) をとりあげ、そこからテキストを読み上げ、その解釈上の文法的あるいはその統語的問題を扱う。教師は、そこで similia (類似の章句) に触れ、矛盾すると思われる (contraria) テキストを示す。その矛盾は distinctio (区別) という方法で解決する。その際に、その命題に対しての肯定・否定の例、例えば、沈黙は同意を意味するとか、沈黙は同意ではないとかといった例を示す (brocard(ic)a, brocarda)。また法廷の討議で、テキストがいかにして立証として用いられるかを証明し、テキストの一般的適用性を示す。すなわち、法的命題の権威性を示し、とくに重要なテキストを抽出して摘示する (notabilia)<sup>(32)</sup>。そして、最後に、テキストによって示唆された問題を提起して論議する (quaestiones)<sup>(33)</sup>。

ところで、この「ボローニヤ方式」が西欧社会に普及したということは、この方式の学問的見地からの評価とは別に、それを社会が受容する基盤があつたことを意味する。その基盤の検討は次の項目に譲るとして、その前に、「注釈学派」の学問的功績と離れて、この方式自体が、一種の社会的存在であり、社会的受容に依拠している側面のある点を看過することはできない。これを極めて概括的に捉えれば、ボローニヤ方式は、後述するカノン法学と結合したという点と共

に、「教授免許 licentia docendi」「教授資格付与」の要素が重視されねばならず、その点を抜きにして、その社会的定着はありえなかったということを摘示しておきたい。そこで、「カノニスト」の問題は次項の問題として、ここでは「教授免許」の点のみに言及しておきたい。

ところで、誰がどのように宗教教育を施すかという問題は、教会にとって大きな問題であったし、そこから教育に対する教会の独占的支配の試みは一二・三世紀に熾烈であった。<sup>(34)</sup> 教育に対する教会の支配の問題は、次の「ローマ教会の西欧社会における普遍教会として役割の確立」の箇所で見るとして、ここでは、「教授免許」についてのみ触れるならば、その第一の指標として、第三回ラテラノ公会議（一一七九年）の決議が注目し値いする。この公会議では、能力があると認められる限り、要求するすべての学生に対して大聖堂付属学校校長から無料で「教授免許」と与えるべきであると宣言している。<sup>(35)</sup>

だが一三世紀になると、各大学に関し、紆余曲折を経て、「万国教授免許」なるものが出現した。<sup>(36)</sup> それは教皇勅書によって認められた学校のみが授与しうるものであった。<sup>(37)</sup> それはそもそも神学教授の資格に関して認められたものであったため、キリスト教国に普遍的に通用するものであった。<sup>(38)</sup> しかし、そこから、一三世紀末には、その普遍的価値が認められるこの「万国教授免許」を、ほとんどの古くからの「大学」も受けうるようになってきた。<sup>(39)</sup> 因に、ポローニャでは、一二一九年に教皇ホノリウス三世によって、それまで教授たちによって授けられていた学位が、大聖堂のチャンセラールによって授与されるという決定が下されていた<sup>(40)</sup>ことも付言しておきたい。

概括的にいえば、ローマ法が復活し、カノン法と結びついて行く経緯には、まさに「教授免許」制度による西欧社会でのバックアップがあり、それによって、かかるポローニャの教授方式が権威をもち普遍化して行くことになったという要因が働いていたといえよう。<sup>(41)</sup>



② ローマ教会の西欧社会における普遍教会としての役割の確立

ところで、再発見されたローマ法がローマ・カノン法として成熟するまでには、それを支えた社会体制が必要であった<sup>(42)</sup>、就中、ローマ教会が、西欧社会にあって普遍教会として確立する必要性があった。それには種々の要素が絡むが、ここではとくに、以下の諸点を簡単に摘示しておきたい。

まず第一は、ローマ・カトリック教会において、教皇庁中心の組織化が進んだことが挙げられねばならない<sup>(43)</sup>。そのことは、就中次の二つの側面をもっていたといえる。その第一の側面は、「東西分裂〔一〇五四年〕後、ローマ教会が西欧教会として独立の礎を確保したことを意味する<sup>(44)</sup>。

第二の側面は、イタリアを中心としたローマ教会が、アルプス以北においてもその体制を確立して行き、西欧教会としての体制を整えていったことを意味する。就中、私教会体制の強かったゲルマン社会において、世俗権力から霊的権力を独立させ、ローマ教会体制の傘下に包摂したことの意義は大きかったし、それが、その後の「テオクラシー」確立の道を開いたものといえる<sup>(45)</sup>。

第二に、かかる西欧教会としての体制確立に際しては、その修道院・修道士の社会的役割を評価せざるをえない。使徒の後継者と目される司教の場合と異なって、修道院は、教皇庁の直接の保護の下におかれ、かかる意味では、教皇中心の中央集権化に大きな役割を演じていた<sup>(46)</sup>。

ところで、聖ベネディクト会あるいはシトー会等を中心とした修道院がいずれも農村・山地を中心としていたのに対して<sup>(47)</sup>、これら伝統修道士に代わってドミニコ会・フランシスコ会などの托鉢修道士が登場し、その知的活動が社会的役割として評価されるようになった点は既に取り上げてきたが<sup>(48)</sup>、ことに都市の発達とともにその活動が農村から都会へと重点を移してきたことが注目されねばならない<sup>(49)</sup>。そして、教皇は、この托鉢修道士に新しい知的源泉を求め出したと

<sup>(50)</sup> いう。ここに、西欧の知的活動の担い手が、修道会から大学へ移動する契機があり、<sup>(51)</sup> スコラ学の隆盛が、西欧社会における知的独占を教会に許容し、その普遍教会としての社会的存在としての地位を確立させる一助となったといえよう。ところで、大学については、これまでもしばしば言及してきたが、ここで摘示しておきたいことは、この期における大学という社会的存在が未だ生成期にあったため、今日概念でこれを捉えることはできないということである。大学については、既に多くの文献が存在するので、この期の大学についても包括的な指摘をすることをせず、本項に関連する限りでの言及にとどめたい。<sup>(52)</sup>

先に大学に関しては、「万国教授免許」の点に重点を置いて言及したが、そもそも初期の大学は自然発生的なものが多く、その組織もまちまちであったことは周知の事実である。<sup>(53)</sup> 初期の大学は、*studia generalia*あるいは*studium generale*として知られている聖堂附属学校から生じたものが殆どであった。*universitas*という語は、今日の総合大学を連想させるものは些かもなく、一般にギルド、場合によってはコミュニティの意に用いられ、殊に初期においては、*studium*内に設けられたところの、外国の教授団あるいは生徒への保護を与えるための事実上のギルドあるいは組合的なものであったという。<sup>(54)</sup> したがって、初期の大学の組織形態はマチマチであったし、ポロニーアの大学は特殊であったことも周知の事実である。<sup>(55)</sup>

しかし、本項の関連で重要な点は、先に言及した「注釈学派」の形成に見られるごとく、ローマ法の研究がこのポロニーアにおいて誕生し、それに係わる教授をなしうる人材が現実<sup>(56)</sup>に極めて限定されていたということである。したがって、法学教育がローマ法の注釈に力点を置く限り、ポロニーアの名声はほぼ独占的になった。

ポロニーアに集まる生徒の数が、平均一〇〇〇名を数えるということ、そして、高位聖職者の多くのものがポロニーアで学んだということは、いかにポロニーアが法学の中心地であったかを示すものといえる。<sup>(56)</sup> 先に触れた如く、当時に

おける法的需要が大きく<sup>(57)</sup>、しかも、それに応ずる知識の供給源が限定されていたことが、この現象を生み、一三世紀に簇出する大学における法学教育が「ボローニヤ方式」を採択した所以にもなっている<sup>(58)</sup>。

では、かかる「ボローニヤ方式」の普及の状況下で、カノニスト、すなわち、デクレチストとデクレタリストと「注釈学派」との関係はどのようなものであったであろうか。かかる背景の下で、ローマ法とカノン法が接合する経緯はいかなるものであったろうか。ここで留意せねばならぬことは、前述の如く、当時の教育が殆ど教会の監督の下で行われたということと<sup>(59)</sup>、カノン法を学ぶものが「注釈学派」と異なって、教会法の実施に係わってくるものであったということである。

しかし、「注釈学派」と異なって、かかる教会法の実施に当たっては、初期の教父たちの典籍、公会議の決議、教皇たちの布告等、依拠されるべき現実のもろもろの諸規範が存在し、そのいずれかに依拠して法を実施せねばならぬという状況の存在していたことが重要である<sup>(60)</sup>。そしてその間に、矛盾の生じることが次第に多くなってきたので、その選択をどうするかは、法を実施するものとしては避けて通ることのできない喫緊の課題になっていた。

その時、ボローニヤのグラチアヌスが、一一四〇年頃、この問題点の解決に乗り出して、その作業を行ったが、それが「教会法矛盾条令義解集」(concordantia dis cordantium canonum) (通例『教令集 Decretum』と称される)<sup>(61)</sup>である<sup>(61)</sup>。この点は著名であり、すでに本稿でも言及もしている<sup>(62)</sup>。しかし、このグラチアヌスの仕事は、イルネリウスの少し後に、同一の知的雰囲気の下で行われ、カノンを法学の対象たらしめる役割を演じたことが、ここでの課題に係わってくる<sup>(63)</sup>。

しかし、ローマ法と異なる点は、先に触れた如く、絶えず公会議の決議・教皇の布告、教皇庁の立法、教皇庁の判例等によって、教会法は改変・附加されて行く点にあった<sup>(64)</sup>。そこで、『教令集』の発表後一五年位の間に、この『教令集』

の分析と附加がカノニストによって行われたが、彼らは通常「デクレチスト the Decretist」と称されている。<sup>(65)</sup>

ところで、デクレチストと「注釈学派」との関係は、注で紹介した如く〔注(1)参照〕、彼らは「注釈学派」と同様の方法論を採択していた。<sup>(66)</sup> そののみならず、ローマ法はこの時代においてカノン法より精巧であったため、ローマ法のカノン法への包摂作業がデクレチストによって行われた。グラチアヌスの作業も、同時代の「注釈学派」のそれに比すならば貧弱なものに過ぎなかったといわれている。そして、ローマ法の多くが「カノン法化」されたといわれている。<sup>(67)</sup>

しかも、それはボローニャ大学を中心とするものであったため、ボローニャ大学では、ローマ法の授業とカノン法の授業が共に開かれていたのみならず、双方の学位をもつ聖職者も少くなかったといわれている。<sup>(68)</sup>

なおさらに、グラチアヌス教令集は私撰であったが、その後発せられた諸教令 *decretals* を公的に編纂させた一二三四年の *Extra* (後に編纂される『教会法大全』の第一部をグラチアヌス教令集が構成するが、この『エクストラ』は第二部を構成する) と、一二九八年の *Sext* (『第六巻』) (『第六巻』は『教会法大全』の第三部を構成し、一二一三年の『クレメンヌ教令集』が第四部を構成する) 等が現われ、それらに注釈と注解を加えた法学者たちは「デクレタリスト the Decretalist」と称せられるに至った。<sup>(69)</sup> しかし、彼らの仕事は、グラチアヌスの実質的部分を織り込んでいたので、デクレチストとしての名は消滅してしまった。そこで、一三世紀末までに、かかる両者の区別をすることの意義が薄れ、単にカノニストとして語るのがより適当であるようになったといわれてくる。<sup>(70)</sup>

いずれにせよ、かかる過程を経て、一三世紀末までに、カノン法はローマ法と不可分の関係に立ち、ローマ・カノン法として捉えられる一基盤を形成していった。確かに、これらカノニストは、当時政治教説には副次的関心しかもっていなかったが、<sup>(71)</sup> しかし、実践にかかわる素材を対象として形成された法学の意義は、「注釈学派」の場合と異なった意味をもったものといえる。そして、それは教会法の枠内におけるローマ・カノン法の形成の契機であったといえる。

③ 教会の世俗化と世俗権力に奉仕する聖職者のインテリ層の形成とその機能

では、カノン法のローマ法化の過程が明らかになったとしても、一体、世俗法としてのローマ・カノン法がどのようにして形成されたのであろうか。

この課題は、前にも述べた如く、法学的見地からみれば、「後期注釈学派」を含めての課題になってくるが、ここで、その前提として次の点を簡単に摘示しておきたい。

まず、これまでもしばしば摘示してきた如く、この期における「教会自体の世俗化」現象は、この期の一つの特徴をなしている。そのことは、取りもなおさず、教会自体が世俗権力を保持していたことを意味していた。このことが、「聖俗裁判権の競合」領域を生み、教会権力自体が世俗法を処理せざるをえなくなったことは、先に触れた通りである。<sup>(72)</sup> そのことは、前述の如く、ポローニャを中心とした法学教育の受講生が、この時期には、多く聖職者によって占められていたことと無縁ではない。

そもそも、教会の「神学」教育の必要性から生まれた学校は、前述の如く、都市の発達と共に都市に移動し、いろいろの知的供給源となったが、そのことは、当時格段の進歩を遂げていたアラビア文明の摂取も当然にかかる学校、ひいては、そこから発展した大学においてのみ摂取するルートが拓けていた。<sup>(74)</sup> その結果、学校教育を教会が独占していたことと絡んで、学校卒業生が知識階層を独占するのみならず、聖職者である卒業生の社会的知識の独占現象を生み出す契機が作られていたことを留意しておかねばならぬだろう。この時代の知的状況のシンボルになっていたいわゆる「スコラ学」が彼らによって担われる契機は、まさにここにあったといえる。<sup>(75)</sup>

しかし、大学に対する教会の監視が強化されれば、それだけ大学の自治的性格は薄れ、知的自由が限界に達する。しかし、かかる大学に対する教会の統制を逃れたのが、その専門性の故に、医学関係と法学関係の大学であったといわれ

ている。かくして、一三世紀における大学において、両学部のうちいずれかあるところでは、それらが大学で第一位を占めるに至ったといわれている。<sup>(76)</sup>そして、一四世紀末にボローニャが政治的紛争のために衰退するまでに、<sup>(77)</sup>相当数の法学を教授する大学が設置されたが、<sup>(78)</sup>そこでは、ボローニャ方式の教育が行われ、その教育を受けた多くの学生が社会に進出して行くこととなった。<sup>(79)</sup>

かくして、ボローニャ方式によって訓練された法曹者による、世俗法におけるローマ法とカノン法の知識が、いろいろの法分野において機能しうる社会的基盤の一つが形成されていったわけである。<sup>(80)</sup>

しかし、かかる聖職者中心のインテリ層形成と維持の体制は、教皇庁の権威の衰退と共に次第に崩壊して行くが、<sup>(81)</sup>それはもう少し後の時代であり、また、法曹人も次第に聖職者に限られなくなって行く。<sup>(82)</sup>しかし、それまでには、ローマ・カノン法の体系がある程度出来上ってくる。なお、ローマ・カノン法の世俗法における役割については、後述することにした。

(1) ローマ・カノン法に関して、私見は、Helmholz, op. cit., [Spirit]に多くを負っている。まずローマ法がカノン法に摂取されてくる経緯の概括化された部分の中の一部を、少し長くなるが紹介すると以下の如くである。op. cit., pp. 17~20.

「本書は、より一般的にヨーロッパ法よりもカノン法に関する書物である。」「しかしながら、カノン法の取り扱いには、もし、それがローマ法に何ら留意しないとすれば、全く未完成になるだろう。」

「六世紀に皇帝ユスティニアヌスの教唆をもって集約されたThe Corpus iuris civilis〔市民法大全〕は、古典カノン法の発展に重要な役割を演じてきた。」「教会は、初期中世の間にローマ法に従って生存した——そこから格言Ecclesia vivit Romanaが生じた。この句は、西欧諸国民の特定の、そして慣習的な法的レジームを普遍教会の位置と対照化させることを意味した。」「この過去から、ローマ法それ自身のメリットからだけでは不十分なせよ、市民法からえた準則が、彼らの途をカノン法の蒐集物たらしめた。」「それゆえ、多くの点で、カノニストはローマ法から逸脱する必要はないと見ており、新しい準則の仕組みを様式化させる必要がなかった。」

そして、彼らはそうしなかった。「本書における主題のうち、おそらく、取得時効法が、カノン法への市民法のこの面を極めてよく例証している。」「この主題に関する沢山のローマ法が教会法に丸ごと取り込まられた。」「注解学者〔拙注、後期注釈学派の人々〕がそれを表現しているようにローマ法の多くは『カノン法化』された。」一七頁。

「古典カノン法の一二・三世紀における様式化は、市民法学者の影響を歯止めするものではなかった。」一七頁。「一二〇〇年にローマ法と、ローマ法学者がテキストをもって進んだ法学は、教会が生み出した、いかなるものよりも古く、また、より法的に精緻化されたものであった。」(傍点筆者)。一七—一八頁。

「一二世紀後半と一二世紀における法学の胎動は復活されたローマ法に集中した。」

「グラチアヌスの教令は教会法の体系的分析に決定的前進を標した。しかし、ポロニアの市民法学者の同時代的仕事に比較したとき、それは貧弱な像にすぎぬものであることを誰も殆ど否定しないであろう。」(傍点筆者) 一八頁。「このために、カノニストはローマ法学者によって導かれた。」「あるいは、おそらく、彼らは相携えて進んだといった方がより良いかも知れない。」「カノニストは『caught up』(つかまった)。「市民法の方法のすべてとテキストの多くはカノン法の様式化と精巧化に影響を与えた。」

「本書で取り扱う主題について、破門のカノン法においてのみ、ローマ法はカノン法の発展させたやり方で実質的役割を演じなかったし、その範囲内でさえ、市民法源から引き出された手続準則は役割を演じた。」「例をとるならば、人が、宗教法が役割を演じることを期待する以外には、殆ど期待しない洗礼法は、現実にはローマ法学の手によって幾つかの点で標されたことが証明されうる。」一八頁。

「競合するもう一つの要素が存在した。尊重すべき主張は、カノン法はローマ法からそれ自身を正しく個別のものとする程に完全にそれ自身を画定したという。」(傍点筆者)。

「尤も、*corpus iuris civilis*〔市民性大全、ローマ法大全〕が、キリスト教徒たる皇帝の仕事であったということ、そして、*Codex*〔勅法彙纂〕(\*)と*Novel*〔新勅法〕には、それは聖職者と教会に特定の関係する多くの法を含んでいたということは真実である——おそらく強調されることも真実である——が、それはまた教会法の前提と目標がローマ法学に見出されたものと同じでなかったということも真実である。」「このことは、とくに、グレゴリウス改革運動の完成が一二・一二世紀の間に自身で感ぜしめられたのちでは、明らかであった。」(傍点筆者)。「カノニストは、*Corpus iuris civilis*が、人間に関する神の包括的な計画において榮譽ある地位を保有したことは否定しなかったであろう。」「彼らは、その部分の多くの司法的卓越性を強調しようとしたのであろう。しかし、彼らはまた、その不完全が教会法によって添加され、矯正されねばならぬその必要性も強調しようとしたのであろう。」「ローマ法とキリスト教の指示の間における競合が存在した場合、後者が統制しようようになった。」一八頁。

(\* 拙注、*Codex* には、*Codex Vetus*〔旧勅法彙纂〕と*Codex Repetitae Praelectionis*〔新勅法彙纂〕があり、通常両者を含めて、

学説彙纂、法学提要、新勅法と共に「ローマ法大全」を構成するといわれる。原田慶吉、『ローマ法』上巻、有斐閣、昭和二四年、二八頁以下。但し、ヘルムホルツの場合、Codexは「旧勅法彙纂」を指しているようである。Helmholz, op. cit., [Spirit], p. 19.)

「原則を確立することは、ユスティニアヌスの蒐集に匹敵する仕事を要求した。そして、ある意味では、まさしく corpus iuris canoniciであった。」一八頁。「教令の第一巻が、Codex Justinianus の『De Summe Trinitate et Fide』の夫れと同じであることは偶然ではない。」一八一―九頁。「おそらくカノン法のテキストの注釈間に教皇権の主張の多くが見出されるが、それは、ローマ皇帝のインペリウムに基づいてモデル化された主張と極めて類似の響をもつ」一九頁。(拙注、Codex iuris civilis という名称そのものは、『フランスのローマ法学者 Dionysius Gothofredus (一五四九―一六二二年) が寺院法大全 (Corpus iuris Canonici) に対抗して附した名称である』という。原田慶吉、前掲三〇頁。)

「事実、これらテキスト『ローマ法大全』のすべては、カノニストの著作において引用され、利用された。」「カノニストと市民法学者との間に存在する根本的といわれる間隙はなかった。」「なるほど、二つの法の教授の間には、現実あるいは表見的な障碍は存在した。」「大学は、殆ど別個の学部になつて置いた。各々は、自己の corpus iuris を説明するのに没頭した。二つの法はまた、多かれ少なかれ実体的な多くの点で異なっていた。」一九頁。「相当量の論文が両者の相違の主題について書かれた。」「そうであったとしても、そこには、より分岐より輻輳があった。」「カノニストの多くは両法の学位をもっていた。また市民法学者はカノン法の若干を知っていることが求められた。」「教令集 the Decretum それ自身が、市民法はカノン法に矛盾しない限り使用されうると述べた。」「人が裁判所へ(出仕するために)学園を去る場合には、両者の区別はさらに小さな意義しかなかった。」一九頁。

「中世の過程全部に亘つて、この輻輳からすべての大学で訓練されたジュリストに共通の法が出現した。」「多くの目的のために、ローマ法は事実上、カノン法と『融合』した。」「一六世紀までにそれは、『カノン法と市民法は非常に密接であったので、一は他なくしては殆ど理解されえない』といわれるようになった。」「restitutio in integrum (包括的原状回復)〔第四章(拙注、『救済方法とカノン法手続―カノン法的包括的原状回復〕で論議〕は明白な範例を与える。」「原状回復のカノン法はその起源をローマ法の存在に依拠し、かつ、それ以降も絶えず参考にされた。」二〇頁。

「しかし、主題に関する二つの法は、同一ではなかった。」「カノニストは市民法学者の先例によって拘束されなかった。尤も、カノニストは、市民法学者の先例から離れて、勝手に自己を形成することを望まなかったけれども。」二〇頁。

なお、この点は、後述の「(iii) カノニスト」の項で再度取り上げる。

さらに、以上は、カノン法へのローマ法の組み込まれ方に関する叙述であるが、その反対にローマ法を組み込んだカノン法、あるいは融合したローマ・カノン法が世俗法へ影響を及ぼした場合が取り上げられねばならない。その点いろいろの場合が摘示されうる



し、若干これまででも触れてはきた。しかし、その中でも、ローマ・カノン法手続 Romano—canonical Procedure といわれるものが、その点を考察する上では最も適当と考えられうる。この点は、後述の「(六) 世俗法におけるカノニスト的推論方式の確立の端緒」の項で取り上げたい。

(2) P・ウルリヤク II J・L・ガザニガ、「フランスにおけるローマ法の浸透と統一私法の形成」(塙浩著作集11所収)、五〇〇頁以下、とくに五〇二—三頁。

(3) 「注釈学派」については後述するが、拙稿、前掲四卷二号一二五頁注(12)参照。なお五卷一号四一頁注(5)「アクルシウスへの言及」参照。また、マルタン、前掲八七項「一八三頁以下」参照。

(4) 田中英夫編、前掲「英米法辞典」、プラクネット・前掲書、Shorter OED; Pollock & Maitland, HEL 参照。これに対し、デクレチスト、デクレタリストの概念を明瞭に区別して使用するものとして、Robinson, op. cit., pp. 74 et seq., 77 et seq., Tierney, op. cit., [Crisis], pp. 116 et seq., 150 et seq. 等がある。

(5) e. g. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 127 et seq.

(6) 中世のローマ・カノン法の概念が、「ローマ法の継受(\*)」という概念使用によって取って替わられていく点は、探究しているわけではないが、諸契機が絡み、特に中世カトリック教会の衰退と宗教改革、ルネサンスと人文主義、引いては継受そのものに疑問を投げかけた一七世紀の世俗的自然法の抬頭等といった歴史的諸事象により、カノニ法的色彩が法学者の念頭から捨象されていったためではないかという問題意識をもっている。その点の検証は一つの課題である。[\*尤も、シュロツサーは、「ローマ・カノン法の継受」という概念を使用し、それを「ある特殊な、一四世紀に始まる歴史的な過程を意味している」とする。しかも、なお、この呼び方の多様性も指摘している。前掲三一—四頁。従って、そもそも「継受」という概念の多義性の問題を念頭におきつつローマ法の後世への影響を考えねばならないのかとも考えていることも付言しておきたい。]

(7) 「ローマ法の再発見」については、ハインリッヒ・ミッターイス、『ドイツ私法概説』、世良晃志郎・広中俊雄訳、一九六一年、創文社、一〇頁以下。拙稿、前掲三卷二号三五頁以下参照。なお、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」、一一頁で以下の如く摘示している点は留意しておきたい。すなわち、「数世紀にわたって西部ヨーロッパでは忘れさられていたローマの法文献が再び人々の意識に登ってきたことが近代法学への出発点となった。」「法学は古代後期の立法作品の解釈として、いわば自然発生的に成立してきたのである。」一一頁。

因に、我が国のローマ法研究に大きな足跡を残した原田慶吉は、「注釈学派」までのユスティニアヌス法典の研究史を次の如く要約している。前掲三八—九頁。すなわち

「ユ帝はその将をして東ゴートを征服し、イタリアを東帝国の手に快復せしめ、ラヴェンナに総督府を置き、五五四年にはその法

典をイタリアに施行する勅法を発している。「かかる関係でラヴェンナには七五二年ロンバルディア王国がこれを滅す迄二世紀間、法学校に於てユ帝法を研究した形跡がある。」「ヌバヴィアの法学校に於てローマ法の教育を受けた弁護士、裁判官は、ロンバルディア法の発展に重大な影響を及ぼした。」

「一二世紀の初めにイタリアのボロニアに注釈学派 (Glossatoren) なるローマ法研究学派が現われた。」「その生命とする研究方は、個々の法文に対する注釈よりも全体系を把握しようとする方法であつて、既にロンバルディア人の行ったところを模倣したものである。」「三八頁。「彼等は難解な語の説明、抵触法文の調和、関係法文の綜合、法律事案の例示、各章の要約 (summa)、概念の区別 (distinctio) 等に従事した。」「三八—九頁。

「イタリアのみならず、独仏英和の各地より笈を負うてここに学ぶもの甚だ多く (\*)、一二〇〇年の頃には一万人の学生を擁し、国際的法学校の觀を呈するに至つた。」「三九頁。( \*ア・ウルリヤクII・L・ガザニガ、前掲五〇二頁では、「当時の人びとは、正しくも法学 (シアーンス・デュ・ドロア) の『更新 renovatio』の語を口にした。即ち、これは、事実、一つのルネサンスであつた。法は、今や、修辭学の一部たることを止めて、法自体のために教えられるに到つたのである。ボローニヤ法学校の威信は、急速に、学生衆を惹きつけたのであつて、彼らは到る所からボローニヤに来ることになつた。」という。)

尤も、ローマ法の再発見と注釈学派との結びつきの詳細な歴史は不明な点が多く、ボローニヤにイルネリウスがいて、そこでローマ法研究のセンターになつたという時点から、本稿は出発したい。その点に関しては、cf. Robinson, op. cit., p. 42 et seq. ただ、ローマ法研究の背景として、同書は以下の如く述べているところは紹介しておきたい。すなわち、「既に眺めた如く、ローマ法の復活は、数多くの原因に基づく。書かれた法の優越性、余暇と商業の増大、都市の成長、教皇主義者と帝国主義者の知的戦闘。しかし単一の最も有意の要因 [sine qua non] は、Corpus iuris Civilis [市民法大全] の完全テキストの回復、そして、とくに Digesta [学説彙纂] の回復であつた。」「四二頁。そして、「それらがいついかにして発見されたか正確には知っていないが、それがカノニストによつて法的武器にされたことは最高度にありうるように思われる。」さらに、「一二世紀初頭までに、その能力、知識ならびに技術が、複雑なそしてソフィストケイトされたローマ法源をマスターする程になつていたことは、明らかである。」「四三頁。

また、なぜボローニヤがそのセンターになつたかという点も明らかではないが、同書は次の如くに推論している。すなわち、「ボローニヤがローマ法に関する第一のセンターに特定のになつたということは、一部は偶々のこと、おそらくイルネリウスがそこにいて教養 *magister* の学校で教えていたという偶然によつたのであろう。」「しかし、ボローニヤは南北イタリアの諸部分間の商業ルートの交差点であつた。」「そしてボローニヤは皇帝領と教会領の境界線に近かつた。」「そして、ロンバルディアのパヴィアは、遠く離れておらず、ロンバルディア法の研究センターに既になつていた。そして、ロンバルディアの法律家は、ローマ法源に若干馴染んでいることを示していた。」「四三頁。

なお、ポローニヤが大学として、法学のセンターになる経緯については、ヴェルジエ、前掲三四頁以下参照。

(8) 前出注(7)で言及した Robinson, op. cit., p. 43参照。なお、ハスキングズ、前掲「一二世紀ルネサンス」、一六七頁。

(9) ところで「注釈学派」については、我が国でも多くの人々が言及しているが、本稿においても、一部すでに触れてきた。拙稿、四巻二号一二五頁注(12)、五巻一号四一頁注(5)参照。しかし、本稿の課題との関連で若干補足的に摘示しておきたい。

まず「注釈学派」という概念については、いろいろの文献で紹介されているが、そのアウトラインをロイン、前掲「西洋中世史事典」、三二六頁、「[注釈学派] (羅) glossatores (英) glossators」の項を紹介することから始めたい。すなわち、

「この名称は中世には、市民法(ローマ法)およびカノン法のテキストに広範な注釈を加える学者にあたえられたが、より一般的な意味では、聖書やラビ(ユダヤの律令学者)の著作に注釈をつける学者をも指すことがあった。」「非常に名声を得たものとしては、一一世紀末から一二世紀初頭のイルネリウスや一三世紀のアククルシウスの仕事がある。」「彼らの加えた注釈は、ローマ法についての権威ある所説として広く容れられた。」「これらはユスティニアヌス法典(ローマ法大全)に基づいていた。」「同様の体系的で知的な注釈は、一二世界のグラティアヌスとその後継者たちの仕事ともかわりつつ、カノン法の一大集成にもされている。」

しかし、本項で「注釈学派」という場合は、前述の広義ではなく、狭義の意味で一般に用いられる、一一・一二世紀の「ローマ法」の注釈に係わった特殊にグルーピングされた学派を指すことにする。

なお、「注釈学派」については、後述箇所でも個別的にいろいろの研究書に言及するが、西欧法史の観点からの「注釈学派」の包括的説明として、Robinson, op. cit., p. 42 et seq. では、以下の項目を建てている。すなわち、「ローマ法研究の復活に対する背景」「注釈学派の重要性」「テキスト操作へのアプローチ」「教授方法」「文献様式―注釈と注釈のパラートゥス」「アククルシウスとその影響」「その他の文献様式」「法的教育が様式化する」。また、私法への歴史的アプローチとして、cf. Caenegem, op. cit., [Private Law], pp. 47~52 [glossators of Roman law]。我が国の文献も数多いが、比較的、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」九頁以下を参照した。なお同書一八頁では、「初期注釈学派」という範疇を設け、イルネリウスやフーゴー Hugo に言及しているが、本稿では、かかる範疇を設けないことにする。河上も、同書では、一般的に注釈学派として考察しているようである。一五頁以下参照。

「注釈学派」の主要メンバーはいうまでもなく、イルネリウス(一一〇〇―一三〇〇年頃)の下に四教師[ブルガルス Bulgarus (一一六七年没)、フゴ Hugo (一一七一年没)、マルティヌス Martinus (一一六六年没)、ヤコブス Jacobus (一一七一年没)]があり、その弟子として、ヨハネス・バッシアヌス Bassianus (少くとも一二世紀末頃ポローニヤで講学)(一二世紀末没)、プランケンテ イヌス Placentinus (一一九二年没)、アゾ(アーン、アッツォ、アッソ) Azo (Asso)、Azouinus, Azzorne (一一五〇頃―一二三〇年没〔一二二〇年没])、アククルシウス Accursius (一二六〇年没)が名を連ねていた。本文でも触れたように、この内、アククルシウスによって、この学派の集大成が行われた。

なお、拙稿、前掲四卷二号一二二頁〔アーンゾ〕、一二五頁注(12)〔注釈学派〕、九八頁、一二六頁注(17)〔ヴァカリウス〕、五卷一  
号四一頁注(5)〔アックルシウス〕で注釈学派へ些か言及したので、これらの人物像については若干補足しておきたい。  
まず、グランヴィル等に関係の深かったヴァカリウス Vacarius について、ロイン、前掲六九頁では以下の如く紹介されている。  
すなわち、

〔一一二〇頃—一二〇〇頃〕精力的なローマ法研究者、ポローニャに学び、一一四〇年代と一一五〇年代をイングランドで過した。  
彼の最も重要な著作である『貧しき法学徒の書 Liber Pauperum』を著したのは、イングランドにおいてであった。これは『ユステ  
ィニアヌス法典』および梗概への手軽な入門書といわれている。この著作を通じて、彼は一二世紀末から一三世紀のイングランドに  
おける法学教育に大きな影響力をもった。しかし、彼がオックスフォードにおける最初の法律の教師であるとはみなされていない。  
彼のものとされるそのほかの重要な著作は、結婚に関する小冊子と、キリストの人間本性に関する正統的な見解を支持する神学的研  
究である。〕六九頁。

なお彼については、カンタベリー大司教テオバルド Theobald によって連れてこられたこと、また、彼はブルガルの弟子といわ  
れており、彼は、衡平の発展に興味をもってしたのは、彼が Gosian であったためといわれていることを補足しておきたい。Robin-  
son, op. cit., pp. 57, 137. *Holdsworth, HEL.*, op. cit., vol. 2, pp. 147-9 によれば、ロンバルディアで出生し、ポローニャと  
パヴィアで学び、教授していたほかは確実ではないが、その学派の影響を受けたことは確かであるという。〔通常の「注釈学派」の  
人材の中には数えられないが、一応イギリスでは「注釈学派」として捉えている。〕そして、大学が殆ど形成される直前まで、  
大司教・司教の聖堂附属学校が教養文化の中心であり、彼もそこでローマ法を教えるためにイングランドへ来たこと、スチーヴンの  
時にその教授を停止せしめられたこと、しかし、オックスフォードで講義したかどうかは明らかではないが、一一九五年頃オックス  
フォードの法学校で彼の論文を教科書として使用していたという点などが、さらに摘示されている。一四八頁。

次にブラクトン等に影響を与えたといわれるアゾについてロインは、前掲の書で以下の如く紹介している。すなわち、  
「ポローニャ生まれ。のちに同市の大学で市民法の教授に任命され、都市の政治生活にも積極的に携わった。」「彼はおもに『ユス  
ティニアヌス法典(ローマ法大全)』につけた注釈で知られている。」「彼の門下のアレッサンドロ・デ・サンタエジディオが集成した  
ものである。」「これらの注釈の中で、アゾはローマ法についての系統的な解説を展開し、これは当時の法律家にとって非常に有益な  
ものとなった。」「一三頁。

最後に、アックルシウスについては、多くの紹介があるが、ロインは次の如く摘示している。すなわち、

「フィレンツェ出身で、ポローニャ大学の法学教授となった。ことに『ユスティニアヌス法典』の『勅法彙纂』、『法学提要』、『学  
説彙纂』に施した注釈で知られる。中世の大学において、彼の著作は上記の文献に関してもっとも一般的に用いられる参考書となっ

た。」一四頁。

なおその他、イギリス法学における「注釈学派」の把握について、cf. Jones, op. cit., [Theory], p. 12 et seq. さらに、フランス法学における「注釈学派[Glossateur]の把握については、マルタン、前掲一八三頁以下〔八七頁 ローマ法の学的復活〕の項参照。

ドイツについては、「学識(者)法」の概念が立てられているので、その点と注釈学派の関係について、若干触れておきたい。

尤も「学識法」ないし「学識者法」という概念が、どれほど西欧社会において一般的に通用しているものなのかという点については、私の能力及ぶところではない。シュロッサーは、*gelehrtes Recht* の概念を用い、その訳書である大木雅夫はそれを「学識者法」と訳している。前掲二四八頁「事項索引参照」。これに対し、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」では、「学識法」なる概念を使用している。また、コイニング、前掲「ヨーロッパ法史」、佐々木有司訳、あるいは、コイニング、前掲「ヨーロッパ法文化の流れ」、上山安敏監訳、あるいは、エーリッヒ、前掲「法社会学」、河上倫逸・フーブリヒト訳でも「学識法」の訳を使用している。なおエーリッヒの場合、その「学識法」を *wissenschaftliches Recht* の訳として用いている。一六五頁他。他方、英文で書かれた著書の中でも、「学識法」に相当する英語が使用されているが、その英語はマチマチである。たとえば、ロビンソン、前掲「ヨーロッパ法史」では、「第二章 封建法」の項目の中で *learned law* なる語を使用しているが(二六頁)、同時に *academic law* の語も使用している(三七頁)。またカネヘムは、前掲「私法の歴史的序説」でも *learned law* の語を使用しており、また、ヘルムホルツも同様である。R. H. Helmholz, *The Learned Laws in "Pollock and Maitland"*, HELL, op. cit., ed by J. Hudson, p. 145 et seq.

そこで、学識法をどのような意味で使用しているのか、という点に些か言及しておきたい。

まずシュロッサーは、ローマ・カノン法の継受と学識法の関係に関して、新しい見方を紹介して、かかる見地からの学識者法の問題を提示しているのに興味を覚えたので、その点から取り上げることにする。すなわち、「諸国の私法体系の発展は、ヨーロッパでは一元的基礎のもとに起った。中世の法学校が媒介した二つのいわゆる学識者法(*gelehrte Rechte*)、すなわち、ローマ法とカノン法がその共通の基礎となった。」一頁。「一五世紀から一六世紀には、ヨーロッパ大陸のどこでも、ローマ・カノン法を諸国家、諸領邦、諸地方の法にとり入れる継受がたけなわであった。」この新しい法学は、中世において学識者法を手直しし、いっそう発展させることにかかりきっていた。」一頁。

ところで、この「ローマ・カノン法の継受」という概念は、ある特殊な、一四世紀に始まる歴史的な過程を意味している。」三頁。しかし、『ローマ・カノン法の継受』という一つのカテゴリーとしての呼び方が実は多義的なのだということとはともあれ、その進行過程の歴史的現実には、中世と近世の法思考との間における決定的な断絶を告知している。……「それゆえ今日の支配的解釈は、継受をその基本的な傾向にしたがい、ヨーロッパ法文化の学問化(*Verwissenschaftlichung der europäischen Rechtskultur*)と定義している。」「この活動は、一一世紀と一二世紀におけるイタリアの法学者たちによるローマ法の再発見とともに始まる。」四頁。

したがって、「学識者法」の概念は、明らかに一五・一六世紀の「継受」を実現した法学を中心においているが、なお、一一・一二世紀のイタリア・ボローニャ中心の法学から始まるものとして捉えている。なおシュロッサーは、イギリスについては、「学識者法とその（イタリア風）学説のあらゆる影響を排撃した。」としている。一九八頁。

なおこの線に沿った我が国の研究者である河上倫逸は、学識法に関して詳細に検討しているが、その場合も一一世紀のイルネリウスの「注釈学派」の成立から、一五・一六世紀の学識裁判までを取り扱っている。因に、その項目を紹介するならば、以下の如くである。すなわち、「第一章 法律学の形成と学識法曹階層の社会的進出」(1) 「一二世紀のルネサンス」と法律学の形成(2) 学識法曹の出現(3) 学識法曹の社会的進出(4) 学識法の社会的浸透、「第二章 学識裁判の展開」となっている。ドイツの特殊性を加味した考察になっているところから、その「学識者」の社会的進出の意義が強調されているものといえるし、ここに「学識法」が前面に登場してくる所以があるものといえよう。

ただ、コイニング、前掲「ヨーロッパ法史論」における「学識法」に関する注意は留意に値すると思うので紹介しておきたい。まず、「学識法」の普及する時期を中世後期と捉えた上で、以下の如く摘示している。すなわち、「以上のような問題設定のもとに、まず、中世後期、つまり、学識法の普及が間違いなくひとつの重要な特徴となっている時代の法史に目をむけると、これまでほかならぬ比較考察にさいして事実のとらわれない評価をさまたげてきたひとつの概念と、まずもって対決する必要があります。ドイツにおけるローマ法の全体的継受(*totalrezeption*)という概念がそれです。この概念から導かれたのは、学識法の普及はイタリアととりわけドイツにおいてはほかのヨーロッパ諸国とまったく異なった仕方でおこなわれた、という見解です。」「この見解によれば、ドイツではローマ法は皇帝法としてその全体が受容され、それ以前にドイツ帝国の領域で通用していた法的諸規律に完全にとってかわった、これに対して、そのほかのヨーロッパ諸国では、ローマ法はせいぜい書かれた理性(*ratio scripta*)として、既存の諸法規と並存する形で、あるいはこれを補う形で受容された、というのです。」「九一—一〇頁。」「このような考察の仕方にある、全体的継受という概念がもともとは決して歴史学上の概念ではなく、一七世紀に法の一般理論上の概念として出てきたものである、という点が見おとされています。」「(一〇頁)として、「全体的という概念は、歴史的概念としてはたぶん一六・一七世紀の法状態を特徴づけるために用いることはできませんが、中世後期の考察にとっては非常に邪魔なものであることがそれわかります。」「(一二頁)という。この点は、本項の課題である、カノニストが「慣習」をどう見ていたかということに係わるので後に再度言及したいが、ここでは、とりあえず、「学識法」の概念使用の留意事項としておきたい。

また、西欧規模での法的状況から見た場合、Caenegem, op, cit., [Private Law] はしばしば *learned law* という概念を使用している。しかし、その多くの場合は、ゲルマン的慣習法に対して大学で教授されたローマ法という概念として使用されていることに留意したい。esp. p. 33 et seq. なおこの用法は、現在イギリスにおいて、一定の裁判官に付される称号としての「learned」とは異なる。

ている。さらに Helmholtz, op, cit., [The Learned Laws], p. 145 et seq. では「Learned laws」(複数で使用していることに注意)を定義づけている。それによると、それは「[ius commune]として共に知られているローマ法とカノン法を称するとし、より特定のには、それは、一二世紀における法学の復活から一九世紀末まで存在した二つの法を意味する。」という。一四五―一六頁。それは、学識法という訳が妥当する範囲より広い意味合いをもつものと思われる。

さらに先に触れた如く、Robinson, op, cit. では、封建法の定義に関連して learned law という使い方をしている。しかし、その内容は、civil law すなわち learned law という使い方をしている。二六頁。

(10) ミッタイス、前掲「私法」一〇頁以下。「西洋におけるローマ法の再生は一一世紀以来おこなわれた。」

(11) 「ポローニヤ方式」という呼称は、一般的ではなく、河上倫逸の発案であろうが、内容的にはかかる指摘をするものが多いので、便宜的に使用することにする。河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一八頁。

(12) ポローニヤに「注釈学派」の誕生した経緯については不明なところが多い。河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一六頁。「ポローニヤ学派の起源は、ローマ法の学問的再発見の原因がそうであるのと同様に、厳密にはなお夕闇の中にある。」「その創始者とされるイルネリウスが上述の如く学芸教師であったことは一一一八年までの文書で証明されているが、すでに一一二二年のウォルムスの協約の締結以前に、皇帝ハインリッヒ六世はイルネリウスを皇帝付のユリストとして、ローマに伴ったという記録が見られる。」

なお、その弟子からアックルシウスによって注釈学の集大成がなされるまでの経過については、前出注(9)参照。

(13) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一五頁以下。とくに一七頁、一八頁以下。ところで、ポローニヤがなぜ法学の研究・教育の中心になったかという点は、歴史的偶然性が大いに作用しているといえよう。前出、注(7)参照。ヴェルジェ、前掲「中世の大学」三四頁以下では、以下の如き指摘がある。要約すると、在俗の学校はイタリアに集中しており、ポローニヤの大学の基礎になった学校に公証人養成学校が存在したこと、また、ポローニヤが、一二世紀に姿を変えるに当たっては、当時の教皇対皇帝の対立があり、その中であって、自由都市として発展しえたという状況があったこと、そして学校がポローニヤの都市の組織を範として組織化を進め、教員と生徒の結社を作りえたこと、そこにローマ法の再発見と「注釈学派」の発生があり、法教育を独占してくる条件が揃った等の要因が働いたものとされている。同書三四―三五頁。

大学という概念は今日の意味のものではなく、ラテン語の「ユニヴェルシタス universitas」という語は、「自治的な組合 autonomous institution」の意で、ふつうギルドや、さらにはコミュニティ(コムネ)にも用いられた。大学がまずこの名を借用したものである。ロイン、前掲三〇八頁。Shorter OED でも、法的用法として、society, guild, corporation の意味に用いられるようになったという。三四九三頁。この線での著述として、ハスキンズ、前掲三〇四頁以下。ヴェルジェ、前掲四八頁以下参照。

(14) ハスキンズ、前掲一七四頁。

- (15) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一八頁。「注釈学派の研究・教育の方法」を「ポローニヤ方式」と呼んでおこうという。なおハスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」一六二頁以下〔第七章 法学の復活〕参照。
- (16) その科学性の有無はともかくとして、「法学」が他の学問分野から独立して一つのジャンルを形成してくるに当たっては、かかる「注釈学派」がその契機をつくったといえよう。かかる意味において、注釈学派の成立の条件として、河上倫逸が摘示している以下の点は留意に値するものと思う。河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一五頁以下。
- 「権威と伝統のみからでは未だ学問は成立してこない。神学であれ、哲学であれ、法ドグマティックであれ、羈束力ある理論の樹立を目指す限り、いかなる時代といえども、筋道立った思考と合理的なテキスト操作が不可欠であり、個々の条文等の積義にのみ留まることは、ドグマティックがドグマティックとして成立したその瞬間に不可能となってしまうのである。伝承されたテキストが神聖であり、権威的であればあるほどに、そうしたテキスト全体に一つのロゴスが貫いているという確信は抑え難いものとなるはずであり、やがて人々は、法文相互の関連性の追求、綜合操作、合理的意味の探究——要するにテキストの背後の共通の法則（指導原理）の措定とその探究——へと向うのである。つまり、ヨーロッパ文化の如き二次的文化的場合、先行文化のテキスト自体の批判・復元と、テキストの積義と注解の作成（時代を超えて妥当する真理を、時代に制約された学習者に理解し得る形に解明）し、形式的論理的操作によって『矛盾なき』理論体系（集成 Summe、注釈 Glose）を樹立するという過程が、学問の成立にとり必然的なのであり、まさに論理的技巧を駆使した調和術 Harmonistik によって、各『真』である条文を調和せしめ、その間の矛盾を解消させることこそ、テキスト解釈の当事者にとっては理性の絶対的試金石だったのである。」一五—一六頁。
- (17) ミッタイス、前掲「私法」一〇頁以下。
- 「彼らの活動は注釈 Glossen の作成、すなわちローマ法源のテキストに対する説明、さらに初期スコラ学的方法 (sic et non) に倣った鑑別 Distinctionen の作成、最後に要約 Summen (Titelsummen) の作成から成っていた。」「その際、例えば分割所有権の理論におけるように、ドイツ法的思想に対する若干の順応がおこなわれたし、また全く実用性のないもの、例えば奴隸法のごときものは除外された。さらに Graeca non leguntur（ギリシャ語は読まれない）の命題がおこなわれた。換言すれば、ギリシャ語テキスト、とりわけノヴェレン〔新勅法〕は、注釈されなかった。そして注釈されなかった章句は、のちに実務界においては、継受されなかったものとみなされた (quod non agnoscit glossa, non agnoscit curia〔注釈が認めないものは裁判所もこれを認めない〕)。」一一頁。
- (18) sic et non については、既に「問題点」の項の注(26)で言及しているが、なお後述の「スコラ学」に関する注参照。
- (19) ヴェルツェ、前掲三頁。
- (20) ヴェルツェ、前掲五頁。
- (21) ヴェルツェ、同前。



(22) ヴェルジェ、前掲六頁。アルクイヌスについては、ロイン、前掲二五—六頁参照。

(23) ヴェルジェ、前掲八頁。cf. Robinson, op. cit., p. 44 [3・3・3 教科書操作へのアプローチ]。ロビンソンは、知的背景としてスコラ主義と弁証法 dialectic による思索体系の存在を摘示している。四四頁 [3・3・1]。しかし、この弁証法について、古代ギリシャ哲学、ことにアリストテレスのそれにその端緒を見出すが、アリストテレスの論理学がイタリアに知られる形態として、一二世紀前半までの認識と、それ以後の認識を分け、前者を旧論理 logica vetus と呼び、後者を新論理 logica nova と呼んでいる。そして、イルネリウスなどが「新論理」を使用したという依拠しうる証拠はないが、それは「注釈学派」に知られていたであろうし、一二世紀末までには彼らの技術を定着させたと言われている。四四頁 [3・3・2]。

より重要なことは、注釈学派の全態度がスコラ主義の目標に一致していたということである。すなわち、彼らが見つけ出すことを求めていた(そして、すでに見つけ出していた場合には、実現しようとした)調和的秩序の案内として、彼らの中心にあった権威を、説明し、かつ、正当化するため、調和化しシステム化し、理性を用いることに目標があった。四四頁 [3・3・3]。市民法学派にとって、中心的権威は、コルプス・ジュリウス・キヴィリス「市民法大全」であった。それは恰も神学者にとっての聖書と教会の教父であり、哲学者にとってのアリストテレスであった。四四—五頁。

「コルプスはローマ法の主たる表現であった。そして、ローマ法は、部分的には神聖ローマ帝国の下にローマ法の継続性をもつという観念のために——renovatio imperiiの観念は——一世紀末までに陳腐となっていた——、そしてまた、部分的には、古典的従来物の一部としてのその地位のために、この中央権威を保有していた。」「たしかに、スコラ学の影響はあったが、それは敵しすぎるものではなかったに違いない。というのは、相互的な影響がありえたからである。教授様式としての注釈学派の *questiones disputatae* (討論のための問題) は、神学者によってモデルとして受け入れられたように思われる。」

*questiones* との関係で、法律家と哲学者との間には、注釈学派のねらいが、裁判官による決定を求めるための弁論を提示するたぬのもので、相手方の弁論の線の誤りを論破するのと同じでなかったと思われる点で、有意の相違があった。「その解決は絶対に正確なものとして提示されなかった。解決策に対する肯否の弁論を提出した後、他の見解の欠陥を単に指摘するのではなく、優先する見解を提示する。尤も、なお、決定が他の者に委ねられるので、抗告の機会が残されてはいるが。」四五頁 [3・3・3]。

「さらに、市民法大全それ自身が調和化とシステム化への奨励を示していた。というのは、ユスティニアヌスはそれが全体として調和しているものであったと主張していたからである。」「また、ローマのテキストにおける弁証法と修辞学の使用の例がある。そして、古典ジュリスト自身からそれらが到達したものであろうと、コルプスの纂纂者によって挿入されたものであろうと、注釈学者を悩ます問題はなかった。」「事実、ローマのジュリストが修辞学の技術を用いた程度、あるいは、ギリシャ哲学によって影響を受けた程度は、その自身大いに論議されているが、——また、ジュリストにとっての自立性がしばしば主張される傾向にあったということ

伴って、——しかし、注釈学者は単に彼らが保持したテキストを考察したにすぎない。「さらに、注釈学者は、彼らがそれを理解したように、明らかにローマ法は適用されるべき法であると考えた。」尤も、彼らは、ローマの治政官の場合とちがって、すべてその制度がなお存在していたのではないということに留意しえなくてはならぬ。また、実際に、彼らに、もはや用いられなかったものを指摘したけれども、ローマ法は生きているシステムとして論じた。」四五頁。

「例えば、(D 9・2・7・4)のテキストは、不法な侵害行為のための訴えは、レスリングやボクシング試合の結果としては提起されないというっており、それは『損害が、名声と勇気の原因で、なされたと考えられていたためであって、不法侵害のためではないと考えられたためである』というテキストがある。」「この種の今日的取扱は必要であった。というのは、注釈学派の重要な機能は、生涯を君主あるいは教会への奉仕上、行政官——法廷で行われることを含めて——として志している人々を教えようとしていたからである。たとえ、多くの教会人がカノン法のみを勉強したとしても、ローマ法は、第二次的法源として認知され、それゆえ必要な第二次的法源であった。」四五頁〔3・3・4〕。

なお、注釈の仕方についての概括的説明は、cf. Robinson, op. cit., pp. 47~50〔文献様式——注釈と注釈のアパラトゥス apparatus〕。また注釈学派のその他の文献に関しては、cf. Robinson, op. cit., pp. 52~6. また、注釈の事例については、pp. 321~4 に摘示されているが、ここでは省略する。

(24) ヴェルジエ、前掲二一頁。

(25) ヴェルジエ、同前。

(26) ヴェルジエ、同前。

岩崎允胤・鯉坂真編、『西洋哲学史概説』、六三頁。「いわゆる『オルガノン』は、学問の道具(機関)として、あらゆる学問的研究の前提として要求される教養・予備的学科であり、学問の体系の外におかれる。」

(27) ヴェルジエ、前掲三五頁。前出、本項の注(16)——(18)参照。

(28) ヴェルジエ、前掲一四頁。cf. Tierney, op. cit., p. 97 et seq.

(29) なお注釈学派の作業の完成は、アックルシウスをもって終わるとというのが一般に認められた説であり、そのことは先にも触れた。しかし、ここで、その作業とその影響に関するロビンソンの所説の要点を紹介して、「注釈学派」の作業の概括的把握の代わりとしたい。Robinson, op. cit., p. 50 et seq. [c. 6 アックルシウスの注釈書とその影響]。

「アックルシウスの注釈は、また Glossa Ordinaria (標準注釈書) あるいは単に『注釈書 the Gloss』として知られているが、全コルプス・ユールリス・キヴィーレに対する膨大な注釈の集成あるいは注釈のアパラトゥスである。」「それは殆ど総計七、〇〇〇項目になる。そして全ディゲスタ(それはおよそ聖書の二分の一になる)が、おそらく中世の完全なコルプスの二分の一になる一方、

その注釈が全注釈の三分の二になるといふことが、法源として成果あるものとして、特別に重要な意義を有することになる。」五〇頁。

『注釈書』は、受容されている慣行の指標、テキストによって解決されていない問題の回答、ならびに、テキストの受容された解釈の指標を与えた。」「したがって、疑問の点について、『注釈書』は権威を与えることになった。尤も、通常は拘束性ある権威ではなかったけれども。」五一頁。「しかし、時々、拘束性あるものとされた。例えば、一四世紀のヴェロナにおいては、一三二八年の条例はより高い権威が存在しないときには遵うべしとされた。条例あるいは慣習がないときには、裁判官は、ローマ法と、アックルシウスがそれを是認していた如く、アックルシウスの標準注釈にしたがって進めねばならなかった。」五一―二頁。「一三九三年の条例は、Dinus (Dino) of Mugello によって是認された如く、『注釈書』に効力を与えることによってこれを修正した。というのは、Dinus は競合する注釈 (De glossis contrariis) について本を書き、そしてそこで、彼の優先性を指示していたからである。」五二頁。「しかし、一般に、『注釈書』の権威は、独立した著作ではなく、テキストの解釈として、漸次的に増大したものであり、それを即時的に使用したイタリアにおいてさえそうであった。」「『注釈書』は、市長制 *podestà* (= *mayor*) *constitution* の下にある裁判官の支柱であり、かつ、『注釈書』に彼らが依拠することは、それにさらに権威を与えるものであった。」「時々、『注釈』は、あまりにも密着して遵われたし、また、批判者は、臆病な裁判官が現実のテキストの意味に反してさえ『注釈書』に遵がったが、一方その本来の機能はテキストの解釈に対する案内としてであると主張した。」「しかしかかる乱用は、市長 *podestà* システムから生じたので、『注釈書』の性質から生じたのではなかった。」五二頁。

(30) Robinson, op. cit., p. 42 et seq. [Glossators], esp. p. 45 et seq. ハスキンス、前掲「一二世紀ルネサンス」、一七〇頁以下。また、我が国では、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」一八頁以下で詳細に述べられている。

(31) Robinson, op. cit., p. 45 et seq. ヴェルジェ、前掲五九頁以下 (教育組織)「講義科目」「方法」「学位」参照。

(32) Robinson, op. cit., p. 46.

(33) Robinson, op. cit., p. 46.

(34) ヴェルジェ、前掲二〇頁。「教会は、学校が少なかったためほとんど問題を生じなかった一二世紀初頭よりも、もっと熱心に教育の独占性を強めていった。」「当面は『地域的な独占』が問題であった。なぜなら、『教育免許』は附属神学校長が管区教区にいる者だけに与えたからである。」

(35) ヴェルジェ、前掲一九―二〇頁。その理由は、「教会が認めていたように、生徒の増加と教育の水準の改善とにより、少なくとも最も重要な中心地においては、大聖堂附属学校だけではもはや十分でなかったからである。」三〇頁。

(36) ヴェルジェ、前掲八五頁。なお河上倫逸、前掲「法の文化社会史」二〇頁では「一般教授資格」と言っている。

- (37) ヴェルジエ、同前。それは、「単なる教会参事会付属学校だけでなく、ストゥディウム・ゲネラリス *studium generalis*」つまり大  
学が「万国教授免許」授与の資格をもつ学校と考えられた。
- (38) ヴェルジエ、同前。
- (39) ヴェルジエ、前掲八五―六頁。
- (40) ヴェルジエ、前掲八六頁。大高訳では、チャンセラーについて、「大聖堂の副司教―これは大学の大法官のようなものになったの  
だが―」としているが、教会では尚書長ないし堂書係のことで、大法官の訳はイギリスの特殊な職名にのみ付する訳である点を付言  
しておきたい。現在でも、イギリスでは大学の総長を *chancellor* と称することが多い。尤もそれは名誉職で、実質は *vice-*  
*chancellor* が総長の役割を演じている。
- (41) ハスキンス、前掲「一二世紀ルネサンス」、一七五頁。「ポローニャが注釈学派の本場だったとするならば、次の時代にできた大学  
は大部分が法律学校で、大学で教育を受けた法学者が地位と権威を獲得するにつれ、その影響力により局地的な慣習や法規が軽んじ  
られる反面、普遍的で根本的なローマの法律が重視されるようになった。」ただし、その権威が普遍化するのには、西欧社会でも一  
六世紀までの長い期間に、地域地域によって異なった経過を辿ったことはいうまでもない。
- (42) 前出〔①〕ローマ法の再発見と「注釈学派」注(7)参照。cf. *Robinson, op. cit., p. 42 et seq.* 「既に眺めた如く、ローマ法の復活  
は、数多くの原因に基づく。書かれた法の優越性、余暇と商業の増大、都市の成長、教皇主義者と帝国主義者の知的戦闘。」
- (43) ノウルズ、前掲「中世キリスト教の発展」、一二頁以下〔中世教会の形態〕参照。
- (44) 西欧(ラテン)教会の確立の努力としては、ことにグレゴリウス七世(在位一〇七三―八五年。ヒルデブランド)のそれが大きい  
といえよう。デュロゼル、前掲「カトリックの歴史」六七頁以下参照。
- (45) 拙稿、前掲三卷二号三〇頁以下。
- (46) ハスキンス、前掲一八〇頁。
- (47) ノウルズ、『中世キリスト教の成立』、上智大学中世思想研究所編訳、講談社、一九九〇年、三四八頁以下。
- (48) 拙稿、前掲四卷二号一五頁以下。朝倉文市、『修道院―禁俗と観想の中世』、講談社現代新書、一九九五年、一五三頁以下。ジェラ  
ール、前掲一六二―三頁〔修道院〕。
- (49) コーイング、前掲「ヨーロッパ文化の流れ」、二四頁。都市に大聖堂が建設され、ロマネスク建築様式からゴシック建築様式に代  
わってくる時期として、しばしば語られる。馬杉宗太、『大聖堂のコスモロジー』、講談社現代新書、一九九二年、一〇六頁以下。朝  
倉文市、前掲〔修道院〕二〇三頁以下。
- (50) ヴェルジエ、前掲八九頁以下。

- (51) ヴェルジエ、前掲九〇頁以下。何故修道会が、学校を設け、また、修道士が次第に大学へ接触することになる経緯を叙述している。
- (52) 包括的な叙述の参考としたものとして、以下の書を挙げておきたい。ロイン、前掲三〇八頁以下。Matthew Bunson, *Encyclopedia of the Middle Ages*, 1995, p. 434 et seq. William W. Kibler & Grover Zinn, *Medieval France—An Encyclopedia*, 1995, p. 938 et seq. ヴェルジエ、前掲「中世の大学」。ハスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」三〇四頁以下「大学の起源」。横尾壮英、『ヨーロッパ大学都市への旅—学歴文明の夜明け』、リクルート出版部、昭和六〇年。大嶋誠、「知識と社会—大学の成立と教皇の介入を中心として」、(江川・服部編著『西欧中世史(中)』所収)、ミネルヴァ書房、一九九五年、二〇五頁以下。アシル・リュシエール、『フランス中世の社会—フィリップ・オーギュストの時代』、福本直之訳、東京書籍、一九九〇年、九一頁以下。一〇一頁以下「大学の創設—パリ大学とモンペリエ大学」。ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」、二二二—二二五頁。とくに法学関係として、R. C. Van Genegem, *Judges, Legislators and Professors—Chapters in European Legal History*, 1987. [R・C・ヴァン・カネム、『裁判官・立法者・大学教授—比較西洋法制史編』、小山貞夫訳、ミネルヴァ書房、一九九〇年]。我が国の研究書として、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」等。
- (53) ヴェルジエ、前掲三九頁以下。
- (54) この指摘は一般に認められているものであるが、例えば、M. Bunson, op. cit., p. 434. ハスキンズ、前掲「一二世紀ルネサンス」三〇五頁。ヴェルジエ、前掲二八頁以下。なお大学の自律性と教師・学生の教会の支配下にあることの特権「教会裁判への従属と世俗裁判からの回避の比較考量」については、三三頁。またその点の先鞭はル・ゴフの指摘「団体の対抗的性格(他の「団体」とのちがいがい)」によることを強調している。なお本項、前出注(13)でも言及している。
- (55) ヴェルジエ、前掲三四頁以下。
- (56) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」二〇頁。高位聖職者とボローニャ大学については、ヴェルジエ、前掲八六頁。
- (57) 前述の(i)「問題点」の箇所参照。
- (58) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」二〇頁以下。
- (59) コーイング、前掲「ヨーロッパ法文化の流れ」二四頁以下。
- (60) ハスキンズ、前掲一八〇頁。「姉ともいふべきローマ法とはちがって、教会法は、ローマ教会という連続的な制度の法律として、連続的な歴史を持っている。そしてこの歴史のはじまりはローマ帝国時代としても、大部分は中世に属している。」
- (61) グラチアヌスについては、ハスキンズ、前掲一八〇頁以下参照。彼はボローニャのサン・フェリーチェの修道士「カマルドリ派」。後に教皇アレクサンドル三世によって枢機卿に任ぜられる。
- (62) 拙稿、前掲三卷二号三五頁。ハスキンズ、同前。

(63) Robinson, op. cit., pp. 74-5. なお一五〇年頃発表された、ペトルス・ロンバルドゥス Petrus Lombardus の『命題集 Sententiarum liber quatuor』(一一五〇頃)は、カノン法を神学から分離させる指標となっているという。Robinson, *ibid.* ロンバルドゥスについては、ロイン、前掲四七〇—一頁参照。なおまた、カノン法の授業は、グラチアヌス教令集の注釈を基礎としていた。パコト、前掲一五六頁。

(64) ハスキンズ、前掲一八一頁。

(65) デクレチスト The Decretist については、拙稿、前掲三巻二号三五頁(ト) ローマ法の再発見とカノン法の結びつき」参照。cf. Robinson, op. cit., p. 74 et seq. また、特殊「正当な戦争」論に関するフグッチオの説に関しては、拙稿一〇巻一号七〇頁、八六頁注(19)で言及している。

なおデクレチストについて、マルタンの訳者である鳩浩は、「法規集学者 decretiste」の訳をつけている。マルタン、前掲「九〇項 教会法法源集」一八七頁以下参照。(また鳩は、A・ガルシア・ガリョ「スペイン法制史序説」(鳩著作集10『西洋諸国法史(下)』所収)で、デクレティスタ decretista を同じく「法規集学者」と訳している。一三五頁。)

「グラティアヌスは、長期に亘る一連の努力が生んだ諸成果を、旨く配列して一編纂物の中に刻み込むことを会得したのである。」彼の法規集が、甚だ流布したことは、今日西ヨーロッパ全土に残っている何百というその手写本の存在が証明しているのである。このために、それ以前の諸種の集成物は忘却の淵に捨て去られてしまった。」マルタン、前掲一八八頁。

「伝統的教会法の講学は以後、恰もローマ法の講学が学説彙纂を基礎に行われるのと同様に、彼のテキストを基礎に行われる。」「教会法が、整然とした講義(ルンソ)『Lectura』順序で教えられる学部は、法規学部(ファキュルテ・ドゥ・デクレ)と呼ばれ、その教授者衆は、法規集学者(デクレチスト)と呼ばれている。」一八八頁。

その注釈の「共同作業は、一三世紀初頭、ドイツ人ヨハン即ち『ヨハンネス・テウトニクス』およびバルテル・ドゥ・プレシャの作である。『標準注釈署』の仕上りということで達成の域に到達する。」「グラティアヌス法規集は、もっと後に作られ、ローマ法大全と対いに成るに到る教会法大全の中では、最初の部分を構成することに成る。」一八八頁。

(66) カノニストとローマ法については、前出 [(ii)] 注(1)参照。Helmholz, op. cit., [Spirit], pp. 17-20.

なお、cf. Tierney, op. cit., [Crisis], p. 116 et seq. そのでは、「一二世紀に成長したデクレチストの三つの活動の主要な学派は、ポローニャ、パリ、オックスフォードであったといっている。しかも、あらゆる西側の地からの人々は、これらのセンターで学んだ。例えば、ハンガリー、スペイン、ドイツからのカノニストによる優れた仕事をわれわれは知っている。それはすべてポローニャで書かれたと暗示している。一一六一七頁。」

モラル、前掲七四頁。「彼らの著作の大部分は未だ未写本のままである」。それゆえ、「現在の不完全な知識」から判断する以外に

ないという。

(67) ハスキンス、前掲一八一頁。cf. Robinson, op. cit., p. 76. なおこの点に関しては、前出注(1)で触れた Helmholtz, op. cit., [Spirit], pp. 17~20 参照。

(68) Helmholtz, op. cit., [Spirit], p. 19. ハスキンス、前掲一八一―二頁。教会法はローマ法と並んで大学の科目になり、学生の多くが双方の学位をとるのを得策と考えたという。ヴェルジエ、前掲一一頁。両法の学位をとったものを doctor utriusque juris と称した。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 141. また、パコー、前掲一五二頁以下〔新しい理論の模索〕、就中、一五六頁。「もっとも明晰で精巧で有名な教会法学者たちは文句なしにポロニヤの学者たちであった。」ことも留意せねばならぬであろう。

(69) まず、グラチアヌス教令集後の諸教令に関する集録については、Robinson, op. cit., p. 77 et seq. マルタン、前掲〔九一項 教令集 および一九一七年の教会法典〕一八八頁以下。マルタンは以下の如く要約している。(なお、埴は、同書において *décétaliste* を、また、前掲〔スペイン法制史序説〕において *decretalista* を、「教令集学者衆」と訳していることを付言しておきたい。一三六頁。)「グラチアヌス法規集は、公撰法典ではなかった。彼が集録した諸テキストは、これらが由来する諸法源に対して教会が認められた権威以外のものは何ら持っていなかった。」

「教令集 (ルークス・ドゥ・デクレタル) は、これとは異なる性格を有する。グラチアヌス法規集の公刊後も、教皇と公会議は依然立法し続ける。新法のこれらのテキストは、実務上の便宜のために、右法規集の手写しの後これに続いて、屢々手写しされた。」一八八頁。

「このため、これらは、『集外の』(エキストラワーヴァガンテス) 典規 (コンスチチュション)、即ち、グラチアヌス法規集外に普及する『*extradecretum vagantes*』法規と呼ばれていた。」一八八―九頁。

「一九〇年以来、教会法学者集 (カノニスト) は、『教令類聚』(コンピュラティオー) と呼ばれる。それらの体系的な集成的を、私的な名義で、幾つか作製した。」

「十三世紀初頭には、教皇達の中には、新テキストの公的編纂物を作製するものも有って、これらは、ポロニヤ大学およびパリ大学に送られた。」一八九頁。「この整理作業は総て、『グレゴワール九世教令集』なる大作品の編纂で達成される。即ち、教皇グレゴワール九世は、彼の小聖堂附司祭であり、留保罪聴罪師である、列聖されたスペイン人、ラモン・デ・ベニャフォルテに、それ以前の総て教令類聚および自身が発した諸教令を整理する使命を与えた。この作業で、廃用に帰しているテキストは排除された。」「そして、諸種の事実に関する説明も排除されて、唯、法的断定を内容とする各教会の主文だけが保存された。」「このようにして編纂された法典は、大勅書『レークス・パーキフィクス』によって一二三四年に、公的に、発布され、そして、これは、これに取って替えられたこれ以前の諸々の教令類聚の引用を禁止する旨の禁令を附して、ポロニヤおよびパリの両大学へ送付されたのである。」一八

九頁。

「グレゴワール九世教令集は、『教会法大全』の第二部を構成する。」「これは、中世およびそれ以後も、Xなる略号を持つ、『Extravagantes』または『Extra』なる名称で、引用される。」「これは、五巻に分かれており、その各々が更にまた、章に細分される。」「各章の中では、テクスト、即ち、教令または公会議議決宗規が、年代順に配列されている。」「これは、かつては、その最初の教語で引用されるのが常であった。」

「諸大学では、特定の教授者衆即ち教令集学者衆が、この法典を、伝統的な方法によって、講釈した。これの標準的注釈は、一三六三年に、ベルナルド・ドゥ・パルムによって、仕上げられた。」一八九頁。

「一二九八年には、ボニファス八世が、一二三四年以後公布されたテクストの集成物を編纂させた。」一八九頁。

「この集成物は、グレゴワール九世教令集と同一方針で作成されたものであって、恰もグレゴワール九世の大集成物に付け加えられた第六巻であるかの如く、『第六巻』または『Sexte』と呼ばれた。」「この『第六巻』は、教会法学者ジャン・ダントレにより注釈が施され、『教会法大全』の第三部を構成する。」「更に、当『大全』の第四部は、教皇クレマン五世の作品であるところから『クレマン教令集』と呼ばれる、同一方針に基づく、類似の一集成物によって構成される。これは、一三二三年に公刊され、一三二七年に改訂されているが、前と同じく、ジャン・ダントレにより注釈が施された。」一八九頁。

次にデクレタリスト Décretaliste (教令集学者) については、cf. Robinson, op. cit., p. 78 et seq. その中でも、かつてボローニャの学生であり、教師であり、皇帝と争ったことで有名なイノケンティウス四世 (在位一二四三—五四) は、デクレタリストの最も有力者の一人であったといわれている。Tiény, op. cit., [Crisis], p. 150 et seq.

しかし、この時代の最も有名なカノニストはホスティエンシス Hostiensis として知られている Henry of Susa (一二〇〇頃—一二七〇没) であったといわれている。「彼は、市民法学者である James Balduini の生徒であった。彼の Summa Aurea (Summa aurea super titulos decretalium) [教令集黄金大全] はカノン法のみならず市民法を利用した。そして、それは後述の ius commune 形成の途上にあつた重要なものとされている。Robinson, op. cit., p. 79

なお、前出「正当な戦争」論に関する「デクレタリスト」の所説に関しては、拙稿、前掲一〇巻一号七〇—一頁、八六—七頁注(20)で言及している。

(70) Robinson, op. cit., pp. 78—9.

(71) バロー、前掲一五六頁以下。

「政治理論の領域において、これらの教会法学者たちは、統一した見解をもっていない。」一五六頁。

「グラティアヌス教令集は、教皇庁と世俗権の関係が平和であった期間に編纂されたものであったから、政治的教説には副次的関



心しか持っていたい。「その上しばしば、この『偉大なる教師』（グラティアヌス）の思想を見合わせるのには困難である。なぜなら彼はまずすべての問題について相矛盾した典拠を引用し、しかも《定説》（*dicta*）と呼ばれる彼の結論の中で、それを明快に解決することを躊躇しているからである。これ故、細部においては彼の著作はテオクラシー的であるとは思われない。」一五七頁。

「けれどもテオクラシーの体系の主要な要素はそこに現われていた。」一五七頁。

また、Tierney, op. cit., [Crisis], p. 117 et seq. によれば、デクレチストは研究だけに没頭していたわけではないことを摘示しており、決して政治に没交渉であったわけではないことを強調している。その要点は以下の如くである。

デクレチストのテキストを研究するに当って、キリスト王国のあらゆる地方からの最善のマインドの若干が、彼ら自身の政治的経験と宗教的確信に照らして彼らの最善の理解を試みるため、世界の千年余の教会の経験に対するシステムティックな省察に従事していたのをみることができるといふ。一一七頁。

また、彼らの知的活動は、教会支配者と世俗支配者との間の現実の政治的關係が、しばしば緊張關係また時々暴力的關係になったときに、それが行われたという事実から追加的關心を得ているといふ。一一七頁。

さらに、カノニストは、時代の大事件から離れて、必ずしも常にアカデミックな隔離的生活を送っていたわけではなかった。彼らの多くは、司教あるいは国王の行政官になった。彼らは、法的國家構造的な問題で相談を受けた。彼らの生徒の間には、将来の枢機卿あるいは教皇になったものもいる。

したがって、一一五〇年後の世紀において、カノニストのアカデミックな理論と教会と國家の支配者の政治的實務の間において、相互に反作用する絶えざる相互作用を見出す。一一七頁。

(72) 拙稿、前掲六卷一号—一〇卷一号参照。

(73) 前出注(43)参照。

(74) アラビア文明の撰取については、伊東俊太郎、前掲「一二世紀ルネサンス」〔世界歴史10中世4〕、とくに一五七頁以下。

(75) 「スコラ学」については、ヴェルジェ、前掲九九頁以下〔スコラ学の最盛期と危機〕。

(76) ヴェルジェ、前掲一〇八—九頁。

(77) ボローニャの衰退については、cf. Robinson, op. cit., p. 80 [5:5:6].

その卒業生の社会的進出については、河上倫逸、前掲「法の文化社会史」、二四頁以下。

(78) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」、二三頁。

(79) 河上倫逸、前掲「法の文化社会史」、一四頁。Robinson, op. cit., p. 80.

(80) コーイング、前掲「ヨーロッパ法文化の流れ」、三二頁以下、三三頁以下〔学識法の適用〕参照。

権威と「理性」と法（一六）

(81) ジェラール、前掲〔知識人 *Intellectuels*〕二三〇—一頁。ユマニストが中世の大学知識人に取って代わることになる。

(82) 次の世代のこの問題にかかわる課題としては、聖職者に代わる知的社会層の形成の必要性と、領域主義の抬頭と新大学設置の世俗権力の奨励、とくに法律家育成の新しい過程にかかわる検討課題があるが、その前提として、その過程をカノニストが内在的に如何に路線を敷いておいたかが検討されねばならなくなる。